

第III部

監査制度の新展開

第 8 章 財務諸表の質の保証に伴う

問題への対処

－監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与－

1. はじめに

第 5 章から第 7 章までにおいて、イギリス監査制度における、内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を取り上げて、それらが第 3 章で示した財務諸表監査が保証する財務諸表の質とどのような関係にあるのかを検討してきた。ここでは、財務諸表の目的適合性と信頼性を財務諸表監査が保証する質として措定し、さまざまな監査問題がこれらの質とどのように関係しているかを明らかにしたが、同時に、監査人がこれらの質の保証を行おうとする際に直面する問題も指摘した。各章においても、こうした問題に対処するための方策を検討したが、本章では、もう 1 つの重要な対処策として、イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与を取り上げる。

職業専門家たる監査人の中心的役割が財務諸表の質の保証であることは、本論文において何度も指摘してきたところであり、あらためて強調するまでもない。しかし今日、監査人の役割は、財務諸表の質の保証を中心としながらも、多様化するとともに拡大する傾向にある¹。イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与もその一例といえる。イギリスでは、1992 年にキャドベリー委員会報告書（Cadbury Report, 1992）が公表されて以降、監査人の役割をコーポレート・ガバナンスのなかで捉えようとする動きが大きくなっている。

本章では、こうした監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与の動向を検討し、これまでの議論において識別された、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を果たす際に伴う問題に対処するための方策としての位置づけを示す。具体的には、コーポレート・ガバナンスとの関係における内部統制の問題とゴーイング・コンサーンの問題

¹ たとえば、イギリス会社法における監査機能の拡張については山浦（1990）を参照。

およびそれらに関する報告の問題を検討する。もちろん、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能もコーポレート・ガバナンスとの関係において検討されるべき問題かもしれない²。また、この他にもコーポレート・ガバナンスとの関係において監査人に求められている役割もある³。しかし、ここでは、あくまでもこれまでの議論を通じて識別された財務諸表の質の保証に伴う問題に対処するための方策を探ることが目的であり、そうした観点からのみ監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与を検討する。

以下では、まずキャドベリー委員会報告書において、内部統制およびゴーイング・コンサーンの問題がどのように位置づけられ、それについてどのような勧告がなされているかを明らかにする。そして、その後キャドベリー委員会報告書に定める形で今日まで展開されてきている APB による指針および取締役のための指針の内容を年代順に検討する⁴。そして、最後にこれらの検討に基づいて、財務諸表監査の基本的機能である財務諸表の質の保証に伴う問題に対処するための方策としての位置づけを明らかにする。

2. キャドベリー委員会報告書における勧告

キャドベリー委員会報告書は、1980 年代後半から 1990 年代初頭にかけて相次いだイギリス企業の不祥事（BCCI 事件、マックスウェル事件等）を背景として、1991 年 5 月にロンドン証券取引所、財務報告審議会（Financial Reporting Council）、会計士団体によって、食品メーカー・キャドベリー社のエイドリアン・キャドベリー卿を委員長として設置された「コーポレート・ガバナンスの財務的側面に関する検討委員会（Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance）」によって公表されたものである。

そこでは、会社による報告の利用者が要求し期待する保護を提供するための財務報告と監査人の能力に対する信頼が低くなっているという認識から、コーポレート・ガバナンスを「会社が指揮され統制されるシステム」（para.2.5）と定義した上で取締役会の統制と

² コーポレート・ガバナンスと経営者のアカウンタビリティの観点から財務諸表監査理論を展開しているものとしては、Lee（1993）を参照。また、コーポレート・ガバナンスへの会計士監査の貢献を論じたものとしては山浦（1997）を参照。

³ Percy（1997）は、将来、社会はガバナンス問題について、特に欠陥がある場合には、それを報告する方法を見つけることを監査人に求めるであろうと述べ、監査人に対してゴーイング・コンサーン問題および内部統制について報告することを求めているのは、この氷山の一角であると指摘している。

⁴ この検討の内容は、福川（1999）をもとに修正加筆したものである。

報告および監査人の役割に焦点を当てている⁵。

特に監査に関しては、キャドベリー委員会報告書は、それをコーポレート・ガバナンスの要の1つと捉える。その上で監査の客観性と有効性をいかにして確保するかが問題とされている。特に監査の有効性に関連して、「監査の範囲を広げることは取締役はその報告の範囲を広げることを要求するものである。というのは、監査人は通常取締役自身が報告したことについてのみ監査を行うことができるからである」(para.5.15)という立場から、内部統制の問題およびゴーイング・コンサーンの問題を論じている。その結論は次のとおりである。

まず、内部統制については、それを効率的な経営管理の重要な側面と位置づけた上で取締役がその財務報告に内部統制の有効性についてのステートメントを含めるべきこととされ (para.4.31)、監査人はそのステートメントについて報告すべきであるとする (para.5.16)。

一方、ゴーイング・コンサーンの問題については、これを財務諸表作成の基本的仮定として捉える。そして、監査人はその検証により積極的に関与すべきであるとはするものの、その前提として取締役がその財務報告において会社がゴーイング・コンサーンであることを述べることを求め、監査人はそのステートメントについて報告すべきであると勧告する (para.5.22)。

ただし、これらについては、必要な指針が設定されるまでは準拠することが不可能であるかもしれないとされている。内部統制についての指針に関して、キャドベリー委員会報告書は、会計プロフェッションは計算書類の作成者の代表者と共同して、以下の作業に際して指導的な役割を果たすべきであると勧告している (para.5.16)。

- (a) 内部統制の有効性を評価するための一連の規準を設定すること
- (b) 取締役が報告すべき形式について、会社に対する指針を設定すること
- (c) 関連する監査手続および監査人が報告すべき形式について、監査人に対する指針を設定すること

以上のうち、(a)と(b)に対して提案を行うためにワーキング・グループが設けられた。一方、(c)に対して応えることはAPBによってなされている。同様に、ゴーイング・コンサーンに関しても、会計プロフェッションが計算書類の作成者と共同して会社および監査人に

⁵ キャドベリー委員会報告書の概要について論じたものとしては、安達・ダハティー (1992) を参照。

対する指針を作成することを勧告している。

こうしたキャドベリー委員会の勧告は、キャドベリー・コードがロンドン証券取引所の上場規則に取り入れられることによって、取締役および監査人の双方にとって実施に移さなければならないものとなったのである。

3. 1993年のAPBによる指針と1994年のワーキング・グループによる指針

(1) 1993年のAPBによる指針

上述した勧告に応じて、監査人に対する最初の指針が1993年にAPBから公表された(APB, 1993c)。このAPB(1993c)は、監査人の新しい責任に対する予備的指針を提供し、さらなる指針が必要な領域を指摘するものであり(para.2)、取締役および監査人の責任、コードへの準拠に関するステートメントの監査人によるレビュー、報告を扱っている。

しかし、内部統制の問題およびゴーイング・コンサーンの問題については、未だに取締役がそれらについて報告するための指針が存在しないことから、仮に取締役がそれらについての言及をコーポレート・ガバナンスに関する開示に含めた場合であっても、監査人は会社の内部統制システムの有効性あるいはゴーイング・コンサーンとしての会社の状態に関する取締役によるステートメントについて公に報告すべきではないとしている。すなわち、取締役が内部統制およびゴーイング・コンサーンに言及していない場合には、監査人のレビューの結果として公表される報告書ではこれらの問題について言及すべきではなく、取締役がこのような言及を行っている場合には、監査人によるレビューが取締役によるその言及を含んでおらず、監査人はそれについてコメントしないということを明確にしなければならないとされている(paras.29, 30)。

要するに、APB(1993c)は、それが公表された段階では内部統制の問題およびゴーイング・コンサーンの問題について取締役が報告するための指針が存在しないため、監査人はそのレビューの範囲にこれらの問題は含めず、関与しないという立場をとるのである。

もう1つ留意しなければならないこととして、監査人によるレビューの結果の報告が誰に対してどのように行われるのかという問題がある。ロンドン証券取引所の上場規則は、監査人がそのレビューについて報告すべきかどうか、そのような報告がなされるならばそれは公にされるべきかという点について何ら指示していない。この点について、APB(1993c, para.22)は、情報の読者が監査人によるレビューの事実は知っているもののそ

の範囲およびその結論については知らない場合には曖昧さあるいは誤解が生じる可能性があるため、財務諸表に対する報告書とは別に監査人による報告書を年次報告書に含めることが望ましいとしている。そして、APB（1993c）において示されている報告書の例では、監査人による会社に対する報告書という表題が付されている。すなわち、監査人は会社に対して報告し、その報告書を公にすることである。

（２）ゴーイング・コンサーンに関する取締役のための指針

前述したように、キャドベリー・コードでは、取締役はその事業がゴーイング・コンサーンであることを報告することを求めている（code 4.6）。これを実施に移すため、1994年11月に取締役がこの報告を行うための指針がワーキング・グループによって公表された（Working Group, 1994a）。

この指針では、まずキャドベリー委員会報告書の勧告は、財務諸表の作成に当たって会社がゴーイング・コンサーンであると仮定することが合理的であると取締役が確信していることを明示することを意図しており、したがって、会社が次期の報告書および計算書類が公表されるまでゴーイング・コンサーンであり続けることを保証することを意図してはいないことを指摘している（para.2）。これは、ゴーイング・コンサーンに関する取締役の報告が、会社あるいは事業の存続可能性自体についてのものではなく、財務諸表作成に当たっての前提の妥当性について言及するものであることを意味している。

この指針では、次に、ゴーイング・コンサーンの定義について説明した後、取締役が行うべき手続とその結果の開示を扱っている。まず手続については、ゴーイング・コンサーンについて検討する上で適切な手続の種類を、予測と予算、借入ファシリティ、負債管理、偶発債務、製品と市場、金融リスク管理、その他の要因、財務適合性に分類して説明している（paras.28-40）。そして、それらの評価を総合して、ゴーイング・コンサーンについてのステートメントを年次報告書の「営業および財務レビュー」に含めなければならないとしている（para.43）。そのステートメントの内容については、ゴーイング・コンサーンの仮定が適切である場合、ゴーイング・コンサーンの仮定に疑義はあるがゴーイング・コンサーン基準が用いられる場合、ゴーイング・コンサーンの仮定が適切ではない場合の3つに分類してそれぞれの場合におけるステートメントを指示している（paras.47-52）。

(3) 内部統制に関する取締役のための指針

1994年12月、キャドベリー・コードに準拠して内部統制の有効性についての報告をなす取締役に対して、内部統制に関するワーキング・グループによって指針が提供された。(Working Group, 1994b)。この指針によれば、内部統制は次のように定義される(para.2)。

次の事項についての合理的な保証を与えるために確立された、財務統制システムおよびその他の統制システムの全体

- a) 有効かつ効率的な運営
- b) 内部財務統制
- c) 法および規則への準拠

ただし、キャドベリー・コードは、コーポレート・ガバナンスの財務的側面に関心があり、したがって、主として内部財務統制(internal financial control)に関心があるとして、この指針では取締役の報告対象となる内部統制の範囲を制限している。内部財務統制は次のように定義される(para.2)。

次の事項についての合理的な保証を与えるために確立された内部統制

- a) 承認されていない資産の利用あるいは処分に対する保全
- b) 適切な会計記録の維持および内部で用いられる財務情報あるいは公表用の財務情報の信頼性(reliability)

原則として、内部財務統制の定義は、効率性、金額に見合う価値、法および規則への準拠といった問題は含まないとされ、さらに、内部財務統制の「有効性」は常に当該事業に対するその適切性の観点から解釈されるべきものであり、したがって判断の問題であるとされている(para.3)。

そして、これに対するステートメントが、最低限含むべき事項として次のものを挙げている(paras.8, 12)。

- (a) 取締役が会社の内部財務統制システムに対して責任を負うことの認知
- (b) このようなシステムは、重要な虚偽記載あるいは損失に対する合理的な保証を提

供できるのみであり、絶対的な保証は提供できないことの説明

- (c) 取締役が確立した、有効な内部財務統制を提供することを意図した重要な手続の説明
- (d) 取締役（あるいは取締役のもとでの委員会）が内部財務統制システムの有効性をレビューしたことの確認
- (e) 財務諸表あるいは財務諸表に対する監査報告書における開示を要求する重要な損失、偶発事象あるいは未確定事項を生じさせている内部財務統制の欠点についての情報

当然のことながら、これらの記載事項はキャドベリー・コードにおいて求められた「内部統制の有効性に関する報告」に該当するものである。すなわち、「有効性」はこうした最低限の記載事項に置き換えられたのである。

さらに、この指針では、取締役は（単に内部財務統制だけでなく）内部統制のより幅広い側面に対するその責任を含めるように報告の範囲を拡張することを望むかもしれないし、またそうすることが望まれると述べるとともに（para.14）、取締役は内部財務統制システムの有効性について意見を述べることを望むかもしれないとしている（para.8）。

この指針において重要なのは、取締役の報告の対象となる内部統制の範囲を内部財務統制に制限するとともに、そのステートメントの最低限の記載事項から内部財務統制の有効性についての意見の記載を除外していることである。これらはいずれも禁止されているわけではなく、取締役が望む場合には内部統制の範囲を拡大し、有効性についての意見を記載することを認めている。しかし、これらを取締役の自由裁量としたことによって、それに対する監査人の対応もまた影響を受けることとなる。これについて次にみていく。

4. 1995年・1996年のAPBによる指針

1994年に取締役によるゴーイング・コンサーンおよび内部統制に関する報告の指針が公表されたことによって、取締役がキャドベリー・コードのパラグラフ4.5および4.6に準拠するための準備は整った。これらの指針を受けて、APBは1995年にそれまでの指針を修正し、ゴーイング・コンサーンと内部統制に関する取締役のステートメントを含めて、コーポレート・ガバナンスに関する開示についての監査人に対する指針を公表した（APB, 1995c）。さらに、1996年にはロンドン証券取引所の上場規則の改正に伴って補足としての指針を公表した（APB, 1996）。ここでは、このAPB（1995c）およびAPB（1996）の

うちゴーイング・コンサーンと内部統制に関する部分およびその報告に関する部分に焦点を当てて検討する。

(1) ゴーイング・コンサーンに関する指針

前述の取締役に対する指針が公表されたのと時期を同じくして、ゴーイング・コンサーンに関する問題を扱った監査基準書 SAS 130 が APB より公表された。APB (1995c) では、取締役がキャドベリー・コードのパラグラフ 4.6 に関連したステートメントを作成する場合、監査人はこの SAS 130 に準拠することを求めている (para.6)。

SAS 130 の内容については、すでに第 7 章において詳しく検討したが、ここでの議論に必要な関係する範囲で簡潔に取り上げることとしたい。

SAS 130 では、ゴーイング・コンサーン問題に関して監査人が実施すべき手続について次のように規定している。すなわち、取締役は、財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーン基準を採用することが適切であり、財務諸表が TFV を示すために必要なゴーイング・コンサーンに関する開示を含んでいることを確かめなければならないが⁶、監査人は、取締役がこれらを確認した手続の適切性を評価することが必要である。そして、このために監査人は取締役に質問し、適切な財務情報を検討するとともに、取締役がエンティティのゴーイング・コンサーンとしての状態を評価する際に特に注意を払った将来の期間に考慮して、ゴーイング・コンサーンとして存続する当該エンティティの能力についての疑義を示し得る何らかの重大な問題を識別することを特に意図した手続を計画し、実施しなければならない (SAS 130.2, para.21)。

そして、監査人が具体的に検討すべき事項としては次のものが挙げられている。すなわち、エンティティがゴーイング・コンサーンであるかどうかを評価する際に取締役が特に注意を払った期間の合理性、当該エンティティの直面する将来のリスクおよび不確実性のタイムリーな警告のためのシステム、当該エンティティが作成する予算情報および予測情報に関するシステムならびにその前提の適切性、借入ファシリティの存在、適切性、条件およびサプライヤーズ・クレジット、ゴーイング・コンサーン基準の適切性について疑義を生じさせる問題がある場合にはそれを解決するための取締役による計画等を検討しなければならない (para.23)。

⁶ 取締役がこのような評価を行うに当たっての指針となるのが前述したワーキング・グループによる指針である。

これらの手続は、財務諸表の作成においてゴーイング・コンサーン基準を採用することが全体として適切であり、財務諸表がTFVを示すために必要なその基準に関する適切な開示があるということを確認しようとするものである（para.7）。このことは、これらの手続の結果としての監査報告書における対応からも読み取れる。SAS 130 では、次のような監査報告書における対応を挙げている。すなわち、財務諸表がゴーイング・コンサーン基準に基づいて作成されているが、監査人がゴーイング・コンサーン基準での財務諸表の作成に同意しない場合には監査人は否定意見を表明する（SAS 130.8, para.49）、取締役がTFVを示すために、ゴーイング・コンサーン基準以外の基準に基づいて財務諸表を作成している場合で監査人が特定の状況において当該他の基準を適切であると考え、財務諸表が必要な開示を含んでいるならば、監査人はこの点において監査意見を限定すべきではない（SAS 130.9, para.54）。この場合には、監査報告書の序節において、監査人は財務諸表が作成されている基準に言及する。

これらからも明らかなように、SAS 130 が監査人に対して要求しているのは、財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーンの前提が成立しているか否かの評価である。もっとも、ゴーイング・コンサーンとして存続するエンティティの能力に関して重大なレベルの疑義があると考えられる場合、監査人はその事実を監査報告書の説明区分において述べなければならない。これは財務諸表の質の保証とは切り離された情報提供の枠組みでの対応である。監査人がこうした情報提供を行うことの意義については第7章で議論したとおりである。

一方、前述したように、ゴーイング・コンサーン問題に関する取締役のための指針においても、ゴーイング・コンサーンに関する取締役のステートメントは財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーンの前提に立つことが合理的であると取締役が確信していることを明示することを意図しているのであって、次期の報告書および計算書類が公表されるまでゴーイング・コンサーンであり続けることを保証しようとするものではないという立場に立っている。

以上から、財務諸表監査におけるゴーイング・コンサーン問題に関する監査人の手続の意図とゴーイング・コンサーンに関する取締役のステートメントの意図は同一であることがわかる。したがって、監査人はSAS 130にしたがった手続を実施し、そこから得られる結論をもって、ゴーイング・コンサーンに関する取締役のステートメントについて報告することが可能となるのである。

ただし、ゴーイング・コンサーンに関する取締役のステートメントをレビューするに当たって、監査人は取締役のステートメントが SAS 130 に規定された手続の実施から得られた知識と矛盾していないかどうかを評価するとともに、取締役のステートメントがゴーイング・コンサーンについての取締役のための指針に例示された開示要求をみたしているかどうかを評価しなければならない (APB, 1996, para.14)。

(2) 内部統制に関する指針

内部統制に関して APB (1995c) は、取締役によってなされたステートメントについて監査人が報告する際には、次に挙げる理由によって、かなりの注意を払う必要があるとする (para.13)。

- (a) 上述した内部統制についての取締役のための指針では、取締役の説明様式が規定されておらず、実務が発展するには時間が必要である。
- (b) 上述の指針に挙げられた最低限の報告事項として、内部財務統制の有効性がレビューされたことを確認することが求められているが、そこでは、そのレビューの結果を開示することが要求されていない。
- (c) 上述の指針に挙げられた最低限の報告事項のみにしたがう取締役もいれば、内部財務統制システムの有効性について意見を述べることを望んだり、内部統制のより幅広い側面に対する責任を含むように報告の範囲を拡張することを望む取締役もいる。

そして、APB (1995c) では、内部統制についての取締役のための指針に挙げられた最低限の報告事項のみにしたがう、内部財務統制システムの有効性については意見を述べず、内部統制のより幅広い側面に対する責任を含むように報告の範囲を拡張しない状況に限定した手続について述べている (para.14)。

つまり、APB (1995c) は、内部財務統制の有効性に関して意見を表明する取締役の説明に対して監査人が公に報告を行うことは年次報告書の利用者にとって有用であることは認めながらも、それに対して報告することが非常に多くの追加的手続の実施を必要とすること⁷、およびそれを行うことに伴う諸問題⁸を指摘した上で、この時点でそれを行うこ

⁷ その理由としては、次の点が挙げられている (APB, 1995c, para.15)。

- ・ 内部財務統制の定義がエンティティの管理会計に対する統制も含む。これらは財務諸表監査を実施する際に監査人によって検討することが要求されておらず、したがって、

とに対して消極的な姿勢をとるのである (paras.15-19)。

監査人は、取締役会、監査委員会、報酬委員会の議事録をレビューする、取締役会およびその委員会のために作成された裏づけのための文書をレビューする、特定の取締役および会社の秘書役に質問する、年次報告書および計算書類が取締役への提出のために検討され承認される監査委員会の会議に出席する、といった手続を実施するとともに、レビューの過程においてなされた取締役の口頭での言明に対して文書での確認を要求する (paras.30, 32)。さらに、先に挙げた内部統制に関する取締役によるステートメントの記載事項のそれぞれについて検討する (para.34)。

以上、APB (1995c) に述べられている、内部財務統制についての取締役によるステートメントに対して実施される監査人によるレビューの手続についてみてきた。そこでは、内部財務統制についての取締役によるステートメントに対する意見表明あるいは内部財務統制の有効性についての取締役の意見に対する報告は行わず、あくまでも内部統制についての取締役のための指針に挙げられている最低限の記載事項が財務諸表監査における手続およびここで挙げた手続から得られた情報と矛盾していないかどうかを報告するにとどまっている。監査人のレビューは、内部財務統制にその範囲が制限され、さらに内部財務統制では財務諸表監査において扱われない部分も存在するといった理由から、それについて取締役が行わなければならないとされている最低限の記載事項のみを対象とするのである。すなわち、このことは現行の財務諸表監査の枠内で可能な対応に限定していることを意味している。

これは前述したような諸問題を伴っているためであり、取締役によるステートメントが内部財務統制よりも広い範囲に及んでいる場合にそれに対しても監査人が報告を行うこ

検討されないであろう。

- ・ 監査人がその監査の一部として内部財務統制を検討する必要がある範囲は会社によって多様である。
- ・ 内部財務統制が「有効」であるかどうかを決定するプロセスは、財務諸表に対する監査意見の文脈で統制リスクの評価に依拠するかどうかの検討よりも複雑で主観的である。

8 内部財務統制の有効性に関して意見を表明する取締役の説明に対して監査人が公に報告を行うことに伴う問題として、内部財務統制の有効性に関する取締役の説明についての保証を表明する際に監査人に要求される業務の範囲、財務諸表監査において評価される内部統制の範囲よりも幅広い内部財務統制の定義の含意、「有効性」という用語の意味、積極的保証か消極的保証かという報告のあり方、特定時点ではなくある期間における内部統制の有効性をレビューする実務上の困難、監査人の法的責任、が挙げられている (APB, 1995c, para.17)。

とや、内部財務統制の有効性に関して意見を表明する取締役によるステートメントに対して監査人が公に報告を行うことの有用性を否定するものではない。つまり、これらの問題が解決されれば、こうした監査人の報告も行われる可能性があることを示唆している⁹。

(3) 報告に関する指針

以上において、ゴーイング・コンサーンおよび内部統制に関する指針の内容を検討してきた。最後に、コーポレート・ガバナンスに関する開示に対する監査人の報告についてみていく。

APB (1995c) は、APB (1993c) と同様に、ロンドン証券取引所の上場規則において、監査人がそのレビューについて報告すべきかどうか、そのような報告がなされるならばそれは公にされるべきかという点についての指示がないことを指摘した上で、監査人が情報をレビューしたことを知っていてもその読者がレビューの範囲およびその結論について知らない場合には曖昧さあるいは誤解が生じるかもしれないため、監査人は常に会社に対して報告書を提出しなければならず、この報告書は年次報告書に含まなければならないとしている (para.46)。

しかし、APB (1993c) では、この報告書は財務諸表に対する報告書とは別に作成されることが望ましいとされていたが、APB (1995c) では、このような報告書は年次報告書における別個の報告書として提示されるか、財務諸表に対する監査報告書の追加的区分としてそれに含まれるとしている。

APB (1995c) では、ゴーイング・コンサーンに関する取締役によるステートメントに関しての監査人の報告について、キャドベリー委員会報告書のパラグラフ 5.19 において述べられているように監査人がゴーイング・コンサーンについての取締役の報告に対して意見を表明することは、可能ではあるけれども、そのような意見を裏づけるためには追加的業務を実施しなければならないことを理由として実際的ではないとしている (para.51)。

その上で、APB (1996) では、ゴーイング・コンサーンについての取締役のステートメントに関する監査人の報告の重要な要素として次の3点を挙げている (para.19)。

⁹ 八田 (1997) は、内部統制の有効性の評価があくまでも評価を行う者の主観的な判断に委ねられているのが実情であるとして、かかる評価結果に対しての信頼性を確保するためには、Working Group (1994b) に示されているような有効性の判断規準を「一般に認められた評価の規準」として確立することが求められ、そうした状況が整えば、監査人もより積極的な形で内部統制の評価結果に関与することが容認されると主張している。

- (a) 取締役が上場規則 12.43(v)¹⁰によって要求されている開示を提供しているかどうかを報告する。
- (b) 取締役のステートメントと監査人が財務諸表についての監査業務から得た情報との間の何らかの矛盾に気づいていないかどうかを報告する。
- (c) 監査人は営業を行う存在として存続する会社の能力について意見を述べるために必要な追加的業務を実施しておらず、実際それについての意見を表明していないことを述べる。

一方、監査人が内部財務統制についての取締役によるステートメントについて報告する際には、その報告書において、内部財務統制についての取締役のコメントがキャドベリー・コード（および関連する指針）によって要求される開示を提供しており、財務諸表に対する監査業務から得られた情報と矛盾していないことを述べ、さらに、内部財務統制システムの有効性に対する保証は表明されていないことの説明を含める（para.53）。

APB（1995c）の附録に示されている監査人の報告書の文例を挙げると次頁の図表 8-1 のとおりである。

なお、取締役がそのステートメントに内部財務統制よりも広範囲にわたる部分を含めている場合および内部財務統制の有効性についての意見を述べている場合には、監査人はそれらが報告の範囲外であることを明示しなければならない（APB, 1995, Appendix 3, note.1）。

この報告書の文例は財務諸表に対する監査報告書とは別個のものとして作成される場合のものであるが、前述したように、これを財務諸表に対する監査報告書に含めることも認められている。しかし、コーポレート・ガバナンスに関する取締役によるステートメン

¹⁰ 上場規則 12.43(v)の内容は、次のとおりである。

12.43 次の諸項目は、証券取引所がそうしないことに同意している場合を除いて、年次報告書および計算書類に含められなければならない。

ゴーイング・コンサーン

- (v) イギリスで組織されている会社の場合、1994年11月に公表された、イギリスにおいて登録されている上場会社の取締役のためのゴーイング・コンサーンおよび財務報告についての指針によって解釈されるような、確証的な仮定または必要な場合には限定事項を付しての、事業がゴーイング・コンサーンである旨の取締役によるステートメント。このステートメントは公表前に監査人によってレビューされなければならない。

図表 8-1 APB (1995c) における報告書の文例

REPORT BY THE AUDITORS TO XYZ PLC ON CORPORATE GOVERNANCE MATTERS

In addition to our audit of the financial statements, we have reviewed the directors' statement(s) on page(s) ... on the company's compliance with the paragraphs of the Code of Best Practice specified for our review by the London Stock Exchange. The objective of our review is to draw attention to non-compliance with those paragraphs of the Code which is not disclosed.

We carried out our review in accordance with Bulletin 1995/1 'Disclosures relating to corporate governance' issued by the Auditing Practices Board. That Bulletin does not require us to perform the additional work necessary to, and we do not, express any opinion on the effectiveness of either the company's system of internal financial control or its corporate governance procedures nor on the ability of the company to continue in operating existence.

Opinion

With respect to the directors' statements on internal [financial] control on page ..., and going concern on page ..., in our opinion the directors have provided the disclosures required by paragraphs 4.5 and 4.6 of the Code (as supplemented by the related guidance for directors) and such statements are not inconsistent with the information of which we are aware from our audit work on the financial statements.

Based on enquiry of certain directors and officers of the company, and examination of relevant documents, in our opinion the directors' statement on page ... appropriately reflects the company's compliance with the other paragraphs of the Code specified for our review.

ABC & Co.

Address

Qualification

Date

出所：APB (1995c, Appendix 3)

トについての監査人の報告は会社に対するものであり (APB, 1995c, para.46)、確かに前述の報告書の文例においても宛名は会社になっている。一方、財務諸表に対する監査報告書の宛名はイギリスにおいては一般に株主である (1985 年会社法第 235 条および SAS 600, para.18)。すなわち、監査人がコーポレート・ガバナンスに関する取締役によるステートメントについての報告を財務諸表に対する監査報告書に含める場合には、監査人は株主に対して報告を行っていることになるという点に注意しなければならない。

5. ハンペル委員会報告書と 1998 年の APB による指針

(1) ハンペル委員会報告書

1998 年 1 月、コーポレート・ガバナンスに関する検討委員会による最終報告書 (ハンペル委員会報告書) (Hampel Report, 1998) が公表された。これは前述したキャドベリー委員会報告書 (および 1995 年に公表された取締役の報酬を扱ったグリーンベリー報告書) を見直し、より柔軟な原則の適用に重点を置いたものであり、その後 6 月には、それまでの規程を包摂する形で「統合規程 (Combined Code)」が公表された。キャドベリー委員会報告書が企業の不祥事をきっかけとしてアカウントビリティの強化に力点を置いていたのに対して、ハンペル委員会報告書はコーポレート・ガバナンスを企業の長期的繁栄に資するという観点から捉えている点に特徴がある。まず、本章での議論に関係する範囲でこのハンペル委員会報告書および「統合規程」の内容を概観しておく。

ゴーイング・コンサーンに関してみると、ハンペル委員会報告書にはキャドベリー委員会報告書からの変化はみられない。すなわち、前述のとおり、「取締役は、株主に対する報告書および財務諸表において、確証的な仮定または必要な場合には限定事項を付して、事業がゴーイング・コンサーンであることを記載すべきである。監査人はこの記載に関して意見を表明すべきである」とキャドベリー委員会は勧告しており (para.5.22)、1994 年には取締役に対する指針が公表された。ハンペル委員会報告書は、ゴーイング・コンサーンに関する記載を行う際の取締役およびかかる記載に関して報告する監査人はこの指針に満足しているとして現状維持の立場を示している (para.6.17)。

一方、内部統制に関しては大きな変化がみられる。キャドベリー・コードでは、「取締役は、会社の内部統制システムの有効性に関する報告を行わなければならない」(code 4.5) としていたが、1994 年に公表された取締役に対する指針では、内部統制の範囲は内部財務統制に制限され、さらにその内部財務統制システムの有効性は最低限の記載事項に置き

換えられた。また、それを受けて、APB（1995c）でも、「『内部統制についての取締役に対する指針』によって確立された要求は、取締役が内部財務統制の有効性をレビューしたことを確かめることは求めているが、そのレビューから生じた結論を開示することは求めている」（para.13）として、内部財務統制を超える範囲の部分に関する取締役のステートメントおよび内部財務統制の有効性に関する取締役の意見については監査人のレビューの範囲外であるとしている。

これに対して、ハンベル委員会報告書では、「有効性」という用語が取締役と監査人の両者にとって難解であることは認めながらも、従来どおり当該システムの有効性をレビューする必要があるとしている（paras.6.11, 6.12）。そして、レビューの対象となる内部統制の範囲については、財務統制とその他の統制を区別することが困難な場合があり、また、取締役と経営者が統制のあらゆる側面を検討することが重要であるとして、取締役は関連する統制目的すべてを対象とする統制を維持し、それをレビューしなければならないと勧告している。これらの統制目的には、ビジネス・リスクの評価と対応、財務管理、法規の遵守および不正のリスクを最小化することを含む資産の保全が含まれる（para.6.13）。

このように、ハンベル委員会報告書では、「有効性」の解釈、取り扱いについては変更を加えなかったが、取締役によるレビューの範囲については内部統制の全体へと拡大された。内部統制に関する「統合規定」は次のとおりである。

- 原則 D.2 取締役会は、株主の投資を保護し会社の資産を保全するために健全な内部統制システムを維持しなければならない。
- 規定 D.2.1 取締役は、少なくとも年1回、企業グループの内部統制システムの有効性をレビューし、レビューを行ったことを株主に対して報告すべきである。かかるレビューは、財務上、業務上および遵守上の統制ならびにリスク管理を含むすべての統制を範囲に入れなければならない。
- 規定 D.2.2 内部監査機能を有していない会社は、時折、その必要性を検討しなければならない。

(2) 1998年のAPBによる指針

ハンベル委員会報告書および統合規程が公表されたことを受けて、APBはコーポレート・ガバナンスに関する監査人の責任を再検討するとともに、監査人のこうした責任およびより幅広い責任を年次報告書の利用者に伝達する方法を再考することが適切であるという立場から1998年に指針を公表した(APB, 1998)。このAPB(1998)は、上場会社の年次報告書に監査人の責任についての明確なステートメントを含めることを促すことおよびコーポレート・ガバナンス問題についてのこれまでのAPB指針を更新することを主要な目的とするものである(para.3)。

まず、監査人の責任について、APB(1998)は、監査人が今日、年次報告書の様々な部分について異なった責任を負っていることを指摘するとともに、監査人の責任の明確なステートメントがなければ年次報告書の読者は監査人の関与の範囲を理解することが徐々に困難になるであろうという見解を示し、上場会社の監査人に対して年次報告書に監査人の責任についての説明を含めることを促している(paras.4-7)。この監査人の責任についての説明は、財務諸表についての監査報告書に別個の区分として含められるか、年次報告書における別のステートメントとして述べられる(para.7)。

次に、内部統制に関して、ハンベル委員会報告書および統合規程では取締役がレビューしなければならない範囲を従来よりも拡大し、内部財務統制だけでなく業務上および遵守上の統制ならびにリスク管理を含むすべての統制を含めている。しかし、APB(1998)が公表された時点では、取締役がこのようなレビューを行い株主への報告をなすための指針は公表されておらず、ロンドン証券取引所はこうした取締役のための指針が公表されるまでは従来の指針に準拠していればよいとの立場を示しており、そのためAPB(1998)においてもこれまでの指針がそのまま適用されたとしている(para.21)。

しかし、指針がないにもかかわらず、取締役がそのレビューの範囲を内部財務統制に限定しない場合には、監査人は取締役に対してそのレビュー手続が業務上および遵守上の統制ならびにリスク管理を含んでいることをどのようにして確実なものとしたのかに関して質問することを勧告している(APB, 1998, para.22)。監査人は、取締役の説明がそのステートメントに対する明白な裏づけを提供しているかどうかを検討するとともに、取締役のステートメントが内部財務統制の範囲を超えており取締役に対する指針が公表される前になされたものであること、およびそのレビューの範囲が将来修正される必要があるかもしれないことを明らかにしているかどうかを検討する。そして、取締役がそのステー

トメントにおいてこのことを明らかにしていない場合には、監査人はその責任の説明のなかで取締役による内部統制のレビューはその範囲および実施すべき手続に関する正式な指針が公表される前になされていることを述べるとしている (para.23)。また、取締役のレビューがそのステートメントの明白な裏づけを提供していると結論づけられない場合には、監査人はこのことを財務諸表についての意見のなかで報告する (para.24)。

このように、APB (1998) では、取締役のための指針が公表されていないことから従来の指針がそのまま適用されるとの立場をとっており、ハンベル委員会報告書および統合規程における内部統制に関するレビュー範囲の拡大には応えていない。こうした対応はこの時点におけるものとしては至極当然のことと考えられる。

ただし、その後 1999 年 9 月にロンドン証券取引所の支援を受けてイングランド・ウェールズ勅許会計士協会が公表した取締役のための指針 (ICAEW, 1999) では、コーポレート・ガバナンスの原則をどのように適用しているかを重要視したハンベル委員会報告書および統合規程の意図を汲み、取締役会が会社の直面する重要なリスクを評価し管理するための手続を有していることを確かめることを要求している。そして、取締役による最低限の開示事項として、会社の重要なリスクを識別、評価および管理するための継続的プロセスが存在していること、それはレビューを受ける年度にわたって年次報告書および計算書類の承認日まで適切な状態にあること、それは定期的に取締役会によってレビューされておりこの指針に一致するものであること、を挙げている (para.35)。さらに、取締役会は内部統制システムの有効性をレビューする際に適用したプロセスを要約しなければならない (para.38)。

前述したように、APB は取締役のレビューの範囲が内部財務統制に限定されていたこれまでににおいてさえ、内部財務統制が財務諸表監査において監査人によって検討される範囲を超えていること等を理由として、取締役のための従来の指針において挙げられた最低限の記載事項が財務諸表監査における手続および指針で挙げられた手続から得られた情報と矛盾していないかどうかを確かめるという限定された形でそのレビューを規定していた。しかし、仮に APB が監査人の関与を最低限の記載事項に限定するという立場をとり続けるとしても、この ICAEW 指針のもとでは、内部統制に対する監査人の関与の範囲は拡大する可能性があった。それは 1 つには、内部統制が内部財務統制に限定されなくなったからであり、もう 1 つには、取締役の開示事項が「レビューしたこと」ではなく「どのようにレビューしたか」に重点を置くものであるからである。APB (1995c, para34)

においては、実施すべき手続として、有効な財務統制を提供するために取締役が確立した重要な手続についての取締役の説明を検討しなければならないが、そうした手続の運用については必ずしもレビューする必要はないとされていた。しかし、「どのようにレビューしたか」についての記載が監査人のレビューの対象となる場合、取締役のレビュー手続の運用について精通することも必要とされるであろう。

しかし、実際にはこうした監査人の関与の範囲の拡大はもたらされなかった。この点については次節で述べる。

他方、ゴーイング・コンサーンに関する問題については、APB（1998）は、監査人はゴーイング・コンサーンについての取締役によるステートメントの、財務諸表監査の過程で得た知識との一貫性を評価するという従来の立場をそのまま踏襲している（para.29）。

（3）報告に関する問題

コーポレート・ガバナンスに関する取締役のステートメントに対する監査人によるレビュー結果の報告の問題について、APB（1998）は、前述した監査人の責任の説明との関係で、このような説明は統合規程の特定の規定への会社の準拠についての監査人によるレビューを含むものであるため、この側面における別個の監査人の報告書の必要はなくなるとの見解を示している（para.16）。監査人のレビューの範囲は狭く監査人の責任についてのステートメントが導入されるため、取締役の準拠ステートメントについての監査人の報告書が年次報告書において公表されることはもはや適切ではないとするのである（para.17）。

すなわち、取締役のステートメントに対する監査人のレビュー結果は、財務諸表監査の結果を報告する監査報告書のなかで、財務諸表に対する監査意見と一緒に報告されることになるのである。APB（1998）において例示されている監査報告書の文例は、次頁以下の図表8-2のとおりである。

このように、APB（1998）では、コーポレート・ガバナンスについての取締役のステートメントに対する監査人のレビューの範囲が狭いこと、監査人の責任の説明が監査報告書に含まれたことを理由として、そのレビューについての報告を「取締役および監査人の各々の責任」の区分に含めている。そこでの記述は、レビューの結果問題があれば報告すること、内部統制についての意見は形成していないこと、財務諸表との一貫性を検討することの3点である。

図表 8-2 APB (1998) における監査報告書の文例

AUDITORS' REPORT TO THE SHAREHOLDERS OF XYZ PLC

We have audited the financial statements on pages ... to ... which have been prepared under the historical cost convention [as modified by the revaluation of certain fixed assets] and the accounting policies set out on page ...

Respective responsibilities of directors and auditors

The directors are responsible for preparing the Annual Report, including as described on page ... the financial statements. Our responsibilities, as independent auditors, are established by statute, the Auditing Standards Board, the Listing Rules of the London Stock Exchange, and by our profession's ethical guidance.

We report to you our opinion as to whether the financial statements give a true and fair view and are properly prepared in accordance with the Companies Act. We also report to you if, in our opinion, the directors' report is not consistent with the financial statements, if the company has not kept proper accounting records, if we have not received all the information and explanations we require for our audit, or if information specified by law or the Listing Rules regarding directors' remuneration and transactions with the company is not disclosed.

We review whether the statement on page ... reflects the company's compliance with those provisions of the Combined Code specified for our review by the Stock Exchange, and we report if it does not. We are not required to form an opinion on the effectiveness of the company's corporate governance procedures or its internal controls.

We read other information contained in the Annual Report, including the corporate governance statement, and consider whether it is consistent with the audited financial statements. We consider the implications for our report if we become aware of any apparent misstatements or material inconsistencies with the financial statements.

Basis of audit opinion

We concluded our audit in accordance with the Auditing Standards issued by the Auditing Practices Board. An audit includes examination, on a test basis, of evidence relevant to the amounts and disclosures in the financial

statements. It also includes an assessment of the significant estimates and judgments made by the directors in the preparation of the financial statements, and of whether the accounting policies are appropriate to the company's circumstances, consistently applied and adequately disclosed.

We planned and performed our audit so as to obtain all the information and explanations which we considered necessary in order to provide us with sufficient evidence to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or other irregularity or error. In forming our opinion we also evaluated the overall presentation of information in the financial statements.

Opinion

In our opinion the financial statements give a true and fair view of the state of the company's affairs as at ... and of its profit [loss] for the year then ended and have been properly prepared in accordance with the [Companies Act 1985] [Companies (Northern Ireland) Order 1986].

Registered auditors

Address

Date

出所 : APB (1998, Appendix 1)

この報告書の特徴として次の2点が挙げられる。まず1点は、従来の別個の報告書とは異なり、レビューの結果について積極的報告 (positive reporting) あるいは消極的報告 (negative reporting) ではなく、例外的報告 (reporting by exception) を採用しているという点である¹¹。すなわち、前述した図表8-1のAPB (1995c) およびAPB (1996) における報告書の文例では、レビューの結果が「意見」区分において表明されていた。しかし、APB (1998) では、問題がある場合には報告されるが、そうでない場合には「意見」区分ではそのレビューについては一切触れないとしているのである。

2点目の特徴は、この監査報告書が財務諸表監査の結果を報告するものであることからして当然ではあるが、株主に対して報告されているということである。これまで別個の報告書を作成する場合においてはその宛名は会社であった。しかし、財務諸表監査の結果を報告する監査報告書に包含されたことによって、コーポレート・ガバナンスについての取締役のステートメントに対する監査人のレビューについても株主に対して報告されることになったのである。

6. 1999年のAPBによる指針

取締役が内部統制について報告する際の指針が ICAEW によって公表されたことを受けて、1999年11月にAPBは新たな指針を公表した (APB, 1999)。この指針は、内部統制の有効性についての取締役のレビューについての取締役報告書を監査人がレビューする際の指針を提供するとともに、コーポレート・ガバナンスについての既存のAPB指針を統合するものである (para.1)。

ここでの問題は、内部統制の有効性についての取締役による報告に監査人がどのように関与するのかということであるため、以下ではこの点を中心として議論する。

まず、APB (1999) では、監査人のレビューの対象となるコーポレート・ガバナンスについての開示のすべてに共通して監査人が証拠を入手するために実施する手続として、次の4つを挙げている (para.17)。

¹¹ Hatherly (1997) は、報告の方法として、積極的報告 (positive reporting)、例外的報告 (reporting by exception)、消極的報告 (negative reporting) の3つを挙げ、これらを対比させた上で、積極的報告は例外的報告および消極的報告よりも誤解の可能性が少なく好ましいと主張している。また、こうした報告の方法に関連して、安藤 (1997, p.239) は、顛末報告会計の立場から帳簿監査に関しては問題の有無にかかわらずその旨を監査報告書において記載すべきであるとしている。

- (a) 取締役会および関連する下位委員会（たとえば、監査委員会、指名委員会、リスク管理委員会）の議事録をレビューする
- (b) 監査人によるレビューの対象となる問題に関連した、取締役会あるいは下位委員会のために作成された文書をレビューする
- (c) 監査人によるレビューの対象となる統合規程の規定に関連した問題について確認するために、（取締役会長および関連する下位委員会の長といった）特定の取締役および秘書役に、手続およびその実施について質問する
- (d) 準拠ステートメントを含めた年次報告書および計算書類が検討され、取締役会への提出が承認される際の監査委員会（監査委員会が存在しない場合には取締役会）の会議に出席する

さらに、内部統制に関する取締役の報告を監査人がレビューする目的は、取締役会が内部統制システムの有効性をレビューする際に採用したプロセスを要約したものが取締役によってあるいは取締役のために作成された文書によって裏づけられているかどうか、そして適切にそのプロセスを反映しているかどうかを評価することであるとして (para.35), この目的を達成するための追加的手続として次の3つを挙げている。

- (a) 取締役への質問によって、内部統制の有効性のレビューのために取締役会が定義したプロセスについての理解を得、その理解と年次報告書および計算書類において取締役会によってなされているステートメントとを比較する
- (b) 統合規程の規定 D.2.1 との関係でなされているステートメントを裏づけるために取締役によってあるいは取締役のために作成された文書をレビューし、それがそのステートメントの十分な裏づけを提供しているかどうかを評価する
- (c) 取締役によってなされているステートメントを財務諸表監査において得た会社についての知識と関連づける

ただし、この APB (1999) は、監査基準によって要求されている監査人による内部統制の評価の範囲は統合規程の規定 D.2.1 への準拠について報告する目的で取締役によって実施されるレビューの範囲よりもかなり狭いため、監査人は、すべてのリスクおよび統制が取締役によって扱われているかどうか、あるいはリスクは内部統制によって十分に扱われているということを評価することは期待されていないという立場をとっている。そして、このことを明確に年次報告書の利用者に伝えるため、次の文言を監査報告書に含めることとしている。

We are not required to consider whether the board's statements on internal control cover all risks and controls, or form an opinion on the effectiveness of the company's corporate governance procedures or its risk and control procedures.

このように、APB（1999）においても、監査人は基本的に財務諸表監査における内部統制の評価の範囲においてのみ、取締役による内部統制の有効性のレビューについての報告に関与するという従来の立場を変えていないのである。すなわち、取締役による内部統制の有効性のレビューについてのステートメントをレビューする際には、監査人は上述したような追加的手続を実施するものの、取締役のステートメントが ICAEW（1999）の求めるようなすべての内部統制を含んでいるかどうかまでは検討せず、またそれについての意見も形成しないのである。

なお、APB（1999）では、ゴーイング・コンサーンについての取締役のステートメントに対する監査人の報告およびコーポレート・ガバナンスについての取締役のステートメントに対する監査人のレビュー結果の報告に関しては、従来どおりの指針を示し、何らの変更を加えていない。

1992年にキャドベリー委員会報告書が公表されて以降問題となってきたコーポレート・ガバナンスへの監査人の関与についての制度的対応は、今日、この APB（1999）をもって一応固まったとみていいようである。次節では、こうしたコーポレート・ガバナンスへの監査人の関与を、監査人が財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を果たそうとする際に直面する問題に対処する 1 つの手段として捉えて議論する。

7. 財務諸表の質の保証に伴う問題とそれへの対処

以上では、コーポレート・ガバナンスへの監査人の関与について、キャドベリー委員会報告書以降今日にいたるまでに公表された指針を詳細に検討することによって、その内容を明らかにしてきた。こうしたコーポレート・ガバナンスへの監査人の関与はそれ自体、財務諸表の質の保証を基本的機能とする財務諸表監査とは切り離された、それとは別の役割であることは間違いない。すなわち、コーポレート・ガバナンスへの関与が財務諸表に対する監査意見に影響を及ぼすことはない。今日、コーポレート・ガバナンスへの関与は

監査人の役割・責任の一部であることは確かであるが、それと財務諸表監査とが別ものであることはこれまでの議論から明らかであろう。

本節では、これまで検討してきたコーポレート・ガバナンスに関する監査人の役割を、第5章から第7章までの議論において識別された、監査人が財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を果たそうとする際に直面する問題に対処するための方策として捉え、その観点からコーポレート・ガバナンスへの監査人の関与の位置づけを探りたい。

(1) 財務諸表監査の基本的機能の遂行に伴う問題

第5章から第7章までにおいて、それぞれ内部統制にかかる監査問題、不正にかかる監査問題、ゴーイング・コンサーンにかかる監査問題を取り上げてきたが、それぞれの監査問題において、財務諸表の質の保証という基本的機能の遂行に関してどのような問題が生起するのかをここで再度確認しておきたい。

まず、内部統制の問題は、今日、リスク・アプローチが採用されていることから、その枠組みにおける統制リスクの水準の決定という形で監査意見形成プロセスのなかに組み込まれている。リスク・アプローチにおいては、内部統制の評価結果と監査人の実施する実証性手続とがある種の代替的關係にあり、実証性手続が財務諸表の目的適合性と信頼性の両方と関係することから、内部統制の評価もまた目的適合性と信頼性の両方と関係を有している。しかし、ある取引あるいは事象が生じた場合に、その目的適合的な側面を識別するとともにその側面を捕捉し、適切な処理を経て財務諸表において開示するためには、いかなる側面が目的適合的なのかということが前もって内部統制に組み込まれていることが必要であり、この観点からみた場合に、内部統制では扱えない取引あるいは事象が存在し得るのである。

次に、不正については、監査人はその防止責任を負わず、発見責任についても、財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす場合についてのみその責任を負うとされている。すなわち、不正は、財務諸表監査上、リスク・アプローチの枠内において扱われているのである。このことは、監査人が発見責任を負うのは、金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正のみであり、それ以外の不正については、財務諸表監査においては扱い得ないということの意味する。こうした不正に対しては、監査人の報告責任の拡大という財務諸表監査の基本的機能とは別のところで制度的な対応がなされているのである。

ゴーイング・コンサーン問題については、少なくともイギリス監査制度を前提とする場

合、「当該エンティティは、財務諸表の承認日から1年間、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力を有している」という内容のゴーイング・コンサーンに関する監査命題が、「財務諸表は、・・・TFVを示している」という基本命題のもとに展開されなければならない。本論文では、ゴーイング・コンサーンに関する命題が目的適合性命題のもとに位置づけられることを示している。このゴーイング・コンサーンに関する命題が高い蓋然性をもって肯定される場合には、まったく問題とはならない。他方、この命題が高い蓋然性をもって否定された場合、現状では、監査人は当該状況において適用すべき会計基準の体系を有していないという問題に直面する。また、ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性についての疑義の程度がグレーゾーンにある場合には、財務諸表利用者の意思決定モデルが明示されていないという問題に直面し、ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性についての結論に基づいていながら前提を採用することが適切なのかについて判断できない。監査報告書に含められる説明区分は、財務諸表の目的適合性についての仮定を置いていることを明確にするという観点からみれば、この問題に対処するのに有効な方策と位置づけられるのである。

(2) 問題への対処策としてのコーポレート・ガバナンスへの関与

前節までにおいて検討してきたイギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、財務諸表監査の基本的機能の遂行に伴うこうした問題に対処するためのもう1つの有効な方策と考えることができる。ここでは、コーポレート・ガバナンスへの監査人の関与が、どのような意味において問題への対処のための方策と解せるのかということ論じる。

監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、取締役によるステートメントを前提として、それに対するレビューを行うという形をとっている。

まず、内部統制に関連しては、ICAEWによる取締役のための指針(ICAEW, 1999)では、取締役会が会社の直面する重要なリスクを評価し管理するための手続を有していることを確かめることを要求した上で、会社の重要なリスクを識別、評価および管理するための継続的プロセスが存在していること、それはレビューを受ける年度にわたって年次報告書および計算書類の承認日まで適切な状態にあること、それは定期的に取り締役会によってレビューされておりこの指針に一致するものであることを、そのレビューの内容の要約とともに開示しなければならないとされている。

そして、監査人は、取締役会が内部統制システムの有効性をレビューする際に採用したプロセスを要約したものが取締役によってあるいは取締役のために作成された文書によって裏づけられているかどうか、そして適切にそのプロセスを反映しているかどうかを評価するために諸手続を実施し、その結果問題がある場合には監査報告書において報告を行わなければならない。

すなわち、取締役には有効な内部統制の整備・運用がなされていることについての「宣誓」が求められているのであり、監査人には取締役による「宣誓」が裏づけのあるものであることを確かめることが求められているのである。ここで注意が必要なのは、今日の内部統制システム概念においては統制環境が重視され、この統制環境には経営陣の属性も含まれていることである。すなわち、有効な内部統制が存在しているとの「宣誓」は、取締役自らの誠実性についての「宣誓」でもある。こうした要求は、取締役に対して内部統制についての自らの責任を自覚させるという効果も期待できよう。

一方、監査人については、ここでは「内部統制」の評価が求められているのではなく、内部統制に関する取締役の「ステートメント」を評価することが求められていることに注意しなければならない。財務諸表監査においては、監査人は、リスク・アプローチにおける統制リスクの水準を決定するために、「内部統制」の評価が求められている。しかし、そこには内部統制では扱えない取引あるいは事象が存在し得るという問題および金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正以外の不正を扱えないという問題があることを指摘した。ここでは、内部統制自体についての評価を行い、その結果を外部の利害関係者に対して公表することを取締役を求めることにより、こうした財務諸表監査の遂行に伴う問題に対しても取締役は最善の取り組みを行うことを求めていると解することができるのである。そして、監査人には、そうした取締役のステートメントが根拠のあるものであることを確かめることが求められているのである。この意味において、監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、財務諸表監査に伴う上述の問題に対処する方策として位置づけられるのである。

また、ゴーイング・コンサーン問題に関しては、取締役は、上場規則 12.43(v)が要求するように、確証的な仮定または必要な場合には限定事項を付しての、事業がゴーイング・コンサーンである旨のステートメントを年次報告書の「営業および財務レビュー」に含めなければならない。他方、監査人は、SAS 130 に準拠して実施した手続に基づいて、取締役がそうした開示を行っており、そのステートメントが財務諸表監査において得た情

報と矛盾していないかを報告する。

ここでも、内部統制の場合と同様に、監査人が評価するのは、「ゴーイング・コンサーンの前提の妥当性」ではなく、それについての取締役の「ステートメント」である。

財務諸表監査におけるゴーイング・コンサーン問題に関しては、ゴーイング・コンサーンに関する監査命題が否定された場合に当該状況において適用すべき会計基準の体系が存在しないという問題およびゴーイング・コンサーンの前提の妥当性についての疑義の程度がグレーゾーンにある場合に財務諸表利用者の意思決定モデルが明示されていないという問題が存在していることを指摘した。

当然のことながら、そもそも財務諸表の作成に当たってゴーイング・コンサーンの前提を採用することを決定するのは取締役である。取締役にそうした決定の裏づけを開示するよう要求することは、財務諸表作成の前提の妥当性を取締役に説明することを要求していることに他ならない。取締役によるこの点の説明は、監査人が財務諸表監査において判断することが難しい領域についてのものであり、その意味において、監査人の判断を補うものと位置づけることができる。すなわち、こうした監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、上述した財務諸表監査に伴う問題を補い、それを緩和する方策の1つと考えられるのである。

8. むすび

本章では、近年見られる監査人の役割の多様化の1つとして挙げられるコーポレート・ガバナンスへの関与に着目し、それを財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を果たす際に伴う問題に対処するための方策という観点から捉えて検討しようと試みた。

イギリスにおいて、監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与が求められるようになった端緒は、1992年のキャドベリー委員会報告書である。そこで、本章では、まずキャドベリー委員会報告書およびその公表以降それに応える形で今日まで展開されてきているAPBによる指針および取締役のための指針の内容を年代順に検討し、特にゴーイング・コンサーン問題と内部統制の問題に関する監査人の役割に焦点を当ててその内容を概観した。

今日、コーポレート・ガバナンスへの監査人の関与についての制度的対応は、一応固まったと考えられる。そこでの基本的なスタンスは、取締役に一定のステートメントを要求す

るとともに、監査人には取締役のステートメントに対してレビューを行うことを求めるというものである。

こうした監査人の関与が、どのような意味において財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能の遂行に伴う問題に対処するための方策と解せるのかということを検討してきたが、ここでの議論を第5章から第7章までの議論とあわせて考えると、イギリスにおいては、財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能を遂行する際に監査人が直面する問題に対処するために、いくつもの制度的手当てがなされていることがわかるのである。

最後に、監査人による報告に関する問題について若干の考察をしたい。これまでの検討からもわかるように、監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与の結果についての報告は、財務諸表監査の結果を報告する監査報告書において監査人の責任を述べる区分に含まれている。第4章の図表4-1として示した文例からも明らかなように、監査報告書は、こうした報告を含めることにより、かなり長文化することになる。もちろん、これについては監査報告書をどのように捉えるかの立場の違いによって見解がわかれるところではあろうが、少なくとも監査報告書は簡潔、明瞭なものでなければならないとする立場¹²からは問題となり得よう。

この点に関連して、興味深い提案が Carmichael *et al.* (1995) によってなされている。そこでは、「監査人の討議と分析 (auditor's discussion and analysis)」といった区分を設け、そこで監査人が重要と考える事項を述べるのが、近い将来に起こり得る変化として挙げられている。そして、その第1段階として、年次報告書の「経営者の討議および分析」についての報告を含むかもしれないとされている。しかし、これらが実務において行われるためには、監査人にとっての指針が必要であるとともに、それが行われるようになれば、監査人は、従来の外部監査人としての立場から経営監査 (management audit) を行う内部監査人としての立場に近くなると指摘し、この点についてのさらなる研究の必要性を強調している。

イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与は、Carmichael *et al.* (1995) の提案を制度化したものと考えることができる。しかし、その報告のあり方に

¹² たとえば、Alfano (1979)、Hopkins (1996) を参照。また、監査人の責任についての記述を監査報告書に含めること自体が、伝統的なメッセージを伝達する方法の改善以上のものを含んでいるとする見解については、Elliott and Jacobson (1987) を参照。

については、「監査人の討議と分析」といった別の区分を設けることも含め、再検討の余地があるかもしれない。

第9章 わが国監査制度の分析

1. はじめに

これまでの議論においては、財務諸表監査が保証する財務諸表の質として目的適合性と信頼性を措定した上でその理論的枠組みを示すとともに、イギリス監査制度を主たる題材として、内部統制の問題、不正の問題およびゴーイング・コンサーンの問題を取り上げて、それらの問題が財務諸表監査によって保証される財務諸表の質とどのような関係にあるのかを明らかにしてきた。

本章では、本論文の締め括りとして、これまでの議論を踏まえて、わが国監査制度の現状と問題点、さらには現在行われている「監査基準」の改訂とそれに伴う課題を検討する。

まず、企業会計審議会によって公表されている現行の「監査基準」および日本公認会計士協会から公表されている一連の監査基準委員会報告書を題材に、わが国監査制度における内部統制の問題、不正の問題およびゴーイング・コンサーンの問題についての取り扱いを検討し、そこに存在している問題点を明らかにする。

次に、2001年6月に、企業会計審議会から公表された「監査基準の改訂に関する意見書（公開草案）」（以下、「意見書（公開草案）」とする）を取り上げ、現在わが国の監査制度が向かいつつある方向を明らかにするとともに、本論文の議論から得られた知見に照らしてこれを評価し、さらに課題が残されているとするならばそれを指摘する。

2. わが国監査制度の現状と問題点

本節では、本論文でこれまで扱ってきた監査上の諸問題、すなわち内部統制の問題、不正の問題およびゴーイング・コンサーンの問題について、わが国監査制度の現状を明らかにするとともに、そこに存在する問題点を指摘する。

（1）内部統制

ここでは、第5章において扱ったイギリス監査制度における内部統制の問題についての議論に基づきながら、わが国監査制度における内部統制に関しての現状を検討するとともに

に、そこに問題点があるとすればそれを指摘する。

まずはじめに、現行の「監査基準」における内部統制に関する規定を確認しておく。

実施基準

三 監査人は、内部統制の状況を把握し、監査対象の重要性、監査上の危険性その他の諸要素を十分に考慮して、適用すべき監査手続、その実施時期及び試査の範囲を決定しなければならない。

監査実施準則

五 監査人は、監査計画の設定に当たり、財務諸表の重要な虚偽記載を看過することなく、かつ、監査を効率的に実施する観点から、内部統制の状況を把握するとともにその有効性を評価し、監査上の危険性を十分に考慮しなければならない。

内部統制の有効性を評価するに当たっては、内部統制組織の整備と運用の状況のみならず、それに影響を与える経営環境の把握と評価を行わなければならない。

監査上の危険性を評価するに当たっては、監査対象項目に内在する虚偽記載の発生の可能性に留意するのみならず、経営環境を把握し、それが虚偽記載の発生をもたらす可能性を考慮しなければならない。

これらの規定は 1991 年の監査基準改訂において設けられたものであるが、そのなかに含まれる「監査上の危険性」、「重要な虚偽記載」といった用語からもわかるように、これによってわが国においてもリスク・アプローチが採用されることとなった。

① 内部統制概念

まず、内部統制概念に着目したい。監査実施準則五においては、「内部統制」という用語のほか「内部統制組織」という用語がみられ、両者が区別して用いられている。これらの規定からは、内部統制概念の内容は明らかではないが、一般的には内部統制組織は内部統制に含まれると考えられている（鳥羽, 1994, p.281）。ただし、内部統制に含まれるものとして内部統制組織以外に何があるのかという点は、「監査基準」には示されていない。

この点について、1994 年に日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書第 4

号「内部統制」では、次のように定義している。まず、内部統制について、「内部統制は、経営者が経営管理全般を対象として構築するものであり、内部統制組織とそれに影響を与える内部経営環境から構成される」(para.5)とし、内部統制が内部統制組織と内部経営環境からなっていることを明らかにしている。さらに、内部統制組織とは、「適正な財務諸表を作成するために、内部牽制の考え方を基礎として、組織と統制手続とが相互に結び付き一体となって機能する仕組み」(para.6)とされ、さらに統制手続とは、「会社の業務を実施するに当たっての承認制度、業務相互間の照合手続、査閲、記録の重複や脱漏を防止するための連番管理など」をいうとされている (para.6)。一方、内部経営環境とは、「経営者の経営理念及び経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行など内部統制組織に影響を与える会社内部の要因」(para.7)である¹。

こうした内部統制の定義・説明を、イギリス監査基準で示された内部統制システムの定義と比較すると、大きな違いが存在していることがわかる。イギリス監査基準においては、内部統制システムは、統制環境と統制手続から構成されると規定されているが (SAS 300, para.8)、監査におけるその重点は 1990 年代に入って統制手続から統制環境に移ってきている。すなわち、手続の承認、義務の分化といった低いレベルの統制から情報および文書の流れの概観およびトップ・レベルの統制にその重点が移っているのである (Higson, 1997, p.208)。それに対して、上述のわが国における内部統制の定義・説明からわかるように、さらに監査基準委員会報告書において監査上対象とされる内部統制を適正な財務諸表の作成に関連する部分とした上で、適正な財務諸表の作成に関連する内部統制組織を「会計取引の認識、測定、集計、記録及び報告について経営者がこれらの正確性と網羅性を保持するために設定した仕組み」(para.6)と説明していることからわかるように、わが国では依然として統制手続を中心とした低いレベルの統制に重点が置かれていることがわかる。さらにこのことは、監査基準委員会報告書において、内部統制組織と内部経営環境を説明する順序 (内部統制組織が先) およびその説明量 (内部統制組織の方が多) といった形式的な側面からもいえる。

前節までの議論において、イギリスにおける内部統制の重点の変化は、監査人による不

¹ 監査基準委員会報告書では、経営環境を内部経営環境と外部経営環境とにわけた上で、前者のみを内部統制に含めているのであるが、これに対して「今日のように企業の統治(コーポレート・ガバナンス)の重要性が叫ばれる時代において、会社経営者の経営理念や経営方針等に大きな影響を及ぼす要素を、内部統制の概念から切り離すという思考は理解し難いものである」(石原, 1998, p.139) という厳しい批判がなされている。

正の防止・発見の問題と密接に関係していることを指摘した。わが国の現行の「監査基準」においては、不正についての規定は一切存在していない。わが国において内部統制についての監査上の重点が未だ低いレベルの統制に置かれていることは、「監査基準」において不正についての規定がないことと無関係ではないと考えられるのである。

② リスク・アプローチ

次に、内部統制の位置づけについて検討する。1991年に改訂された現行の「監査基準」では、リスク・アプローチが採用されている。しかし、上述の規定からも明らかなように、リスク・アプローチの構造・プロセスは必ずしも明らかにされていない。すなわち、「監査上の危険性」とはどのようなリスクであり、その構成要素は何か、リスク・アプローチにおいて重要性はどのように位置づけられるのか、内部統制の評価がリスク・アプローチにおいてどのような意味をもつのか、といった点が「監査基準」の規定からは読み取れないのである。

これらの点については、1995年に公表された監査基準委員会報告書第五号「監査上の危険性と重要性」において指針が提供されている。

ここでは、監査上の危険性を「財務諸表に重要な虚偽記載が含まれているにもかかわらず、監査人がこれを発見できずに不適切な意見を表明する可能性」と定義するとともに、「監査上の危険性は、固有の危険、内部統制上の危険及び監査手続上の危険の三つの要素で構成されている」としている（para.2）²。

そして、これらの構成要素の相互関係について次のように説明している。「監査上の危険性の構成要素のうち、固有の危険と内部統制上の危険については、監査人がこれらの危険の程度を個々に評価し、両者の評価結果を総合的に勘案するか、又は固有の危険と内部統制上の危険を区分して評価せずに両者を結合して評価することにより、これらの危険を生じさせる要因が取引記録及び財務諸表項目に対して具体的にどのような影響を与える

² 3つの構成要素はそれぞれ次のように説明されている。

- ・ 固有の危険・・・関連する会社の内部統制が存在していないとの仮定の上で、重要な虚偽記載が取引記録及び財務諸表項目に生じる可能性（para.3）
- ・ 内部統制上の危険・・・重要な虚偽記載が会社の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性（para.5）
- ・ 監査手続上の危険・・・会社の内部統制によって防止又は発見されなかった重要な虚偽記載が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性（para.7）

かを検討しなければならない。監査人は、これらの評価結果に基づき、監査上の危険性を一定水準以下に抑えるために、監査手続上の危険をどの程度の水準にすべきであるかを決定する」(para.10) と。

また、リスク・アプローチにおけるもう1つの重要な概念である重要性については、「監査人は、監査上の危険性を考慮する場合には、虚偽記載の重要性を検討しなければならない。虚偽記載の重要性は、財務諸表全体に与える影響を考慮して検討されるが、虚偽記載が重要であるかどうかは、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与える程度と関連している」(para.13)とし、続けて虚偽記載の重要性と監査上の危険性との関係(para.14)、虚偽記載の重要性の量的側面と質的側面(para.15)、虚偽記載の重要性の基準値の決定(paras.17, 18)、虚偽記載の重要性の基準値の見直し修正(para.19)、監査意見表明に当たって考慮すべき虚偽記載の重要性(para.20)についての説明がある。

これら重要性についての説明自体について特に指摘すべき点ないが、この監査基準委員会報告書の構成については問題の指摘がなされている。すなわち、この監査基準委員会報告書では、まず監査上の危険について説明し、その後に重要性について説明するという構成をとっているが、これに対して、石原(1998, pp.103-105)は、アメリカ監査基準、国際監査基準において、監査リスクの説明に先立って監査における重要性が説明されていることを指摘し、監査人が監査リスクの評価と統制を検討する場合に監査における重要性水準があらかじめ決定されていることは大前提であり、その点でわが国の監査基準委員会報告書は論理的でない旨を指摘している。イギリスにおいては、重要性を扱う監査基準書(SAS 220)とリスク・アプローチを扱う監査基準書(SAS 300)が別になっているということはあるが、それでも確かに重要性を扱う監査基準書が先に位置している。この点は、今後見直される必要があるだろう。

いずれにしても、わが国においても、イギリス同様、内部統制の評価はリスク・アプローチにおける内部統制上の危険の評価として位置づけられているのである。

③ まとめ

わが国における内部統制概念、内部統制の位置づけに関する以上の検討において、いくつかの課題が浮かび上がった。それを列記すると次のとおりである。

- ・ 内部統制概念が「監査基準」のなかに明記されておらず、さらに監査基準委員会報告書において示された内部統制概念は、今日のイギリスにおける内部統制システ

ムのように情報および文書の流れの概観およびトップ・レベルの統制に重点を置くものではなく、むしろ統制手続といった低いレベルの統制に重点を置いている。

- ・ 「監査基準」において、リスク・アプローチが採用されているにもかかわらず、そこで決定的な意味をもつ諸概念が明確にされておらず、その構造・プロセスについても必ずしも明らかにされていない。
- ・ リスク・アプローチに関する監査基準委員会報告書が、リスク・アプローチの考え方と論理的にずれた構成をとっている。

これらの課題の指摘に示されている、「監査基準」における明文規定がないということがなぜ問題なのだろうか。それは、日本公認会計士協会が公表している一連の監査基準委員会報告書が、少なくとも現時点においては実務指針としての性格を有するものだからである³。監査基準の役割には、監査人がしたがうべき根本原則を示すことに加えて、被監査主体および外部の監査報告書利用者の監査に対する理解を得ることが含まれることは古くから指摘されている（岩田, 1954, p.146）。実務指針にこうした役割は期待されていない。実務指針は、その名のとおり、監査実務に従事する監査人に対する指針の提供をその目的としている。こうした考えが認められるならば、実務指針たる監査基準委員会報告書において説明されているから、「監査基準」において明記しなくともよいということは正当化されない。

以上に加えて、本論文における議論との関係で、もう1点指摘しなければならない課題がある。それは、財務諸表の目的適合性の保証に伴う内部統制の限界の問題である⁴。すなわち、第5章では、目的適合性について定性的な判断が求められるような場合には、これを内部統制において扱うことが困難であることを示したが、そのことがわが国の監査制度においてはまったく意識されていないことである。イギリスにおいては、無意識であるにしろ、そうした困難に対処するための方策と解釈できるような動きがみられる。その1つが、監査人による内部統制の有効性についての評価自体の報告を求める動きであり、もう1つが第8章で論じた、取締役が内部統制の有効性についての言明を求め、その言明に対して監査人が報告することを求める動きである。

³ 各監査基準委員会報告書の最初の部分で、それぞれが実務上の指針を提供するものである旨が明記されている。

⁴ 第3章で述べたように、本論文において論じている財務諸表の目的適合性の保証とは、監査人による新たな役割ではない。すなわち、本論文では、現在監査人が果たしている役割を目的適合性と信頼性という2つの財務諸表の質のもとに整理しようとしているのである。

こうした課題についてのわが国監査制度の取り組みについては、次節以降で詳しく検討することにする。

(2) 不正

わが国の現行の「監査基準」においては、不正に言及した規定は一切ない。このこと自体がわが国監査制度の問題点の1つとして挙げられる。

実務指針としては、不正を扱ったものとして、1997年に日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書第十号「不正及び誤謬」と第十一号「違法行為」がある。まずこれらの内容を考察し、その後、イギリス監査制度との比較において問題点の指摘を行う。

① 監査基準委員会報告書第十号「不正及び誤謬」および第十一号「違法行為」の検討

ここでは、まず第十号「不正及び誤謬」を取り上げる。「不正及び誤謬」は、不正とともに誤謬も扱っているが、本論文において論じているのは主として不正であるため、これに焦点を当ててみていくことにする。

「不正及び誤謬」においては、不正は「財務諸表の虚偽記載の原因となる、経営者、従業員又は第三者による意図的な行為」と定義され、次のような具体例が挙げられている (para.3)。

- ・ 資産の流用
- ・ 証憑書類の偽造または改竄
- ・ 会計記録からの取引の隠蔽または除外
- ・ 実在しない取引の記録
- ・ 会計基準の不適切な適用

不正と内部統制の関係については、次のように説明する。すなわち、内部統制の存在は不正が発生する可能性を減少させるが、内部統制には、所定の目的どおりに機能しないという危険も常に存在し、さらに一般的には共謀による不正または経営者自身が行う不正に対しては有効に機能しないことが多い、と (para.5)。

また、不正にかかる責任関係について、不正の防止・発見責任は経営者にあり、監査人には財務諸表に含まれる不正による重要な虚偽記載の発見が求められる (paras.7, 8)。すなわち、不正については、わが国においてもイギリス同様、リスク・アプローチの枠組みのなかで扱われている。

監査人は、監査計画の立案段階で不正が発生する危険性を評価し、その結果、財務諸表に重要な虚偽記載を生じさせる危険性の高い内部統制の欠陥を発見した場合には会社の適切な者に当該欠陥を報告し、改善を求めることが必要とされている (para.12)。

不正の報告の問題については、次のように説明している。まず、不正による重要な虚偽記載が存在すると判断した場合、監査人は経営者および監査役(会)にその事実および財務諸表に与える影響を報告し、適切な対応を求めなければならない (para.18)。不正による虚偽記載の影響が軽微である場合には、当該不正に関与している者よりも上位の役職者にその事実を報告して適切な対応を求めなければならない (para.19)。

また、監査報告書においては、不正による虚偽記載が財務諸表に存在している場合には、その重要性に応じて、限定付適正意見もしくは不適正意見が表明され (para.20)、不正による重要な虚偽記載が財務諸表に含まれているかどうかを評価するための十分な監査証拠を入手できない場合には、監査報告書の監査の概要にその旨およびその理由を記載し、重要性に応じて、限定付適正意見を表明するか、意見を差し控えなければならない (para.23)。

一方、第三者への報告については、監査人は、守秘義務があるため、被監査会社の同意がある場合を除いて、第三者に対して発見した不正について報告してはならない (para.24) として、消極的な立場をとっている。

次に、第十一号「違法行為」について取り上げる。「違法行為」は、まず違法行為を「故意若しくは過失又は作為若しくは不作為を問わず、被監査会社が関係する法令違反となるもの」(para.3)と定義した上で説明を進めているが、その内容は基本的に第十号「不正及び誤謬」と同一である。

違いとして挙げられるのは、「不正及び誤謬」における不正が常に重要な虚偽記載の観点から説明されているのに対して、違法行為は、会計処理に影響を及ぼす違法行為と会計処理に影響を及ぼさない違法行為とに分類されていることである (para.6)。

しかし、その他の点、たとえば、違法行為と内部統制の関係、違法行為に関する経営者と監査人それぞれの責任、第三者への報告といった点については、「不正及び誤謬」と同内容の説明がなされている。

② わが国における監査上の不正問題の取り扱いについての問題点

以上において、わが国における監査上の不正問題の取り扱いについて簡単に概観した。ここでは、この取り扱いをめぐる問題点を指摘する。

まず第1に、監査上の不正問題について、わが国の「監査基準」のなかには一切規定がない。日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書があるだけである。すでに指摘したように、監査基準委員会報告書は監査実務に従事する監査人に対する指針を提供することを目的としている。それに対して、監査基準の役割には、被監査主体および外部の監査報告書利用者の監査に対する理解を得るということも含まれている。監査基準と実務指針のこうした区別を前提とすると、不正についての監査人の役割および責任が「監査基準」において明示的に規定されていないことは、監査に対する社会の誤解を招きかねず、いわゆる期待のギャップの拡大につながりかねない。

第2に、不正に関する監査人の報告の問題が挙げられる。イギリスにおいては、不正に関する監査人の報告責任は一貫して拡大傾向にある。特に、第三者への報告については、監査人が不正に気づいたとき、当該問題が公益において適切な関係当局に報告されるべきものかどうかを検討し、当該問題が公益において適切な関係当局に報告されるべきであると結論する場合にはそれを取締役に通告し、当該エンティティが自発的に報告しない場合には、監査人は自らそれを報告しなければならないとされている。これに対して、わが国では、守秘義務との関係から、被監査会社の同意がある場合を除いて、第三者に対して発見した不正について報告してはならないとしている。

財務諸表の質の保証という財務諸表監査の基本的機能のなかで扱われる不正は、金額的に重要な虚偽記載を財務諸表にもたらす不正だけである。すなわち、監査人は金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正に対してのみ発見責任を負い、それ以外の不正に対しては発見責任を負わない。このこと自体は、リスク・アプローチが採用されていることとの関係で止むを得ないことでもある。しかし、それだけに金額的に重要な虚偽記載をもたらす不正以外の不正について、財務諸表監査の基本的機能の外でどのような対応をとるのかということが重要な意味をもつ。

わが国のように第三者への報告に対して消極的な立場をとる場合、極論すれば、監査人が不正を発見しそれを経営者、取締役、監査役（会）に報告したとしても、当該不正が会社ぐるみで行われていれば監査人の報告が黙殺される可能性は否定できず、この場合に監

⁵ 以下では、第十号「不正及び誤謬」における不正と第十一号「違法行為」における違法行為を区別せず、両者を含んだ意味で不正と呼ぶことにする。

査人は監査契約を継続しないということ以上の対応ができないということになってしまう。

また、イギリスにおいて不正に対する対応としてみられるもう1つの動向、すなわち内部統制概念の拡大と内部統制についての報告への監査人の関与を求める動きは、わが国監査制度上これまでのところみられない。内部統制に関連してのわが国監査制度上の問題については、前述したとおりである。

(3) ゴーイング・コンサーン

現時点におけるわが国監査制度には、ゴーイング・コンサーン問題を対象とする公式な監査基準および実務指針等は一切存在していない。もちろん、こうしたゴーイング・コンサーン問題に対する監査基準等の欠如は、監査実務の国際的な動向の観点から問題とされており、現在「監査基準」の改訂が行われているところである。

しかし、それでは現行の監査制度の枠組みを前提とした監査実務のなかで、ゴーイング・コンサーン問題への対応が一切なされていないかといえば、そうではない。監査実務レベルでは、監査人は、この問題に対して監査報告書において一定の対応をとっている。それは、監査報告書に記載される特記事項での対応である。そこでまず、この特記事項について、その意義および問題点を検討する。

特記事項は、1991年の監査基準改訂において、それ以前の補足的説明事項を廃止しそれに代わって導入された実務である。1991年改訂前の「監査基準」では、補足的説明事項について、「次期以後の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項で、監査の対象となった財務諸表に記載されていないものについては、監査報告書に補足して記載するものとする」（報告基準三）と規定されていた⁶。この規定から明らかなように、この補足的説明事項はいわゆる二重責任の原則に抵触するものであり、そのために1991年の監査基準改訂において廃止されることとなり、そして、これに代えて導入されたのが特記事項である。

現行の「監査基準」は、特記事項について次のように規定している。

⁶ また、監査報告準則五では、「合併、重要な営業の譲渡・譲受、火災等による重大な損害の発生等次期以後の財務諸表に重要な影響を及ぼす事項で、貸借対照表日後監査報告書の作成の日までに発生し、かつ、監査の対象となった財務諸表に注記されていないものについては、監査人は、当該事項を監査報告書に補足して記載するものとする」と規定されていた。

報告基準

四 監査人は、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる重要な事項を監査報告書に記載するものとする。

監査報告準則

五 特記事項

重要な偶発事象、後発事象等で企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため特に必要と認められる事項は、監査報告書に特記事項として記載するものとする。

さらに、この規定を受けて 1992 年に日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書第二号「特記事項」では、「特記事項は、財務諸表に注記されている重要な偶発事象、後発事象等で会社の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにするため、監査人が特に必要と認める事項を監査報告書に重ねて記載することによって強調し、それによって利害関係者へ注意的情報又は警報的情報を提供するものである」(para.2)としている。

すなわち、二重責任の原則を徹底させるという趣旨から、補足的説明事項が廃止され特記事項が導入されたのである。

しかし、こうした特記事項導入の趣旨に反して、導入当初からそれについての理論的問題点が指摘されてきた。古賀（1993）は、特記事項に関する理論上の問題として、警報的情報としての特記事項の付与が監査人の伝統的な役割と責任の範囲を超えることにはならないかという監査人の役割と責任の問題と、警報的情報としての特記事項の付与が情報利用者に対してどのようなインパクトをもたらすかという特記事項の伝達上の問題を挙げている。これらのうち、前者の問題は、財務諸表の質の保証という監査人の基本的役割との関係の問題であり、そこには二重責任の原則への抵触の問題が含まれている。後者の問題は、特記事項がたとい財務諸表上の記載事項の単純な反復的記載であってもそれは利害関係者に対して情報量の拡大に結びつくという問題である（鳥羽、1994, p.342）。

近年、この特記事項において、ゴーイング・コンサーン問題を扱う実務がみられるようになってきている⁷。こうした実務の背景には、監査人はゴーイング・コンサーンに関する情

⁷ その実例については、鳥羽・秋月（2001, pp.190-215）および日本監査研究学会「ゴーイン

報の提供を求める社会からの期待に直面し、制度的手当てがない状況において、そうせざるを得ないという事情があるものと思われるが、これには特記事項の意義にかかわるいくつかの大きな問題がある。

まず第1に、そもそも特記事項は、ゴーイング・コンサーン問題をその対象とはしていないということである。監査基準委員会報告書では、特記事項の記載対象について「監査報告準則は、特記事項の記載対象として『重要な偶発事象、後発事象等』と規定している。しかし、『等』は、現在予想できない何らかの事象や企業内容開示制度の今後の進展によって新たに追加される事象を予定しているのであるから、今日の企業内容開示制度では、当面、特記事項として記載される事項は財務諸表に注記されている偶発事象及び後発事象のうち特に重要な事象に限定されよう」(para.5)としている。すなわち、ゴーイング・コンサーン問題は、特記事項の記載対象ではないのである。

第2に、特記事項は財務諸表における注記が前提となっているにもかかわらず、ゴーイング・コンサーン問題に関する特記事項の事例のなかには、ゴーイング・コンサーンについての財務諸表の注記が存在しないにもかかわらず監査報告書に記載されているものがみられる⁸。

特記事項が、偶発事象および後発事象をその記載対象とし、財務諸表における注記を前提としていることを考えると、このようにゴーイング・コンサーン問題を特記事項として扱う実務は、監査人による情報提供が財務諸表の目的適合性に対する警報の提供として正当化され得るという第7章の議論からはどのように考えても正当化されるものではない。

一方、「特記事項を記載する真の意義は『利害関係者が企業の状況を誤って判断しないようにするための情報提供』というよりも、むしろ監査人が財務諸表情報の信頼性を保証する役割を果たすべく実施した財務諸表監査が置かれた特異な前提状況を明らかにするところにある」との主張がある(脇田, 1995)。もちろん、こうした主張が認められるならば、「特記事項は財務諸表情報の信頼性を保証する監査機能を、利害関係者に適切に理解してもらうために不可欠の(説明的)記載事項」(脇田, 1995)であると解釈することも可能であろう。

この解釈で示されている立場は、監査人による情報提供を財務諸表の質の保証に当たっ

グ・コンサーン問題と監査」研究部会編(2001, pp.106-121)に詳しい。

⁸ なみはや銀行の第1期事業年度(平成10年10月1日~平成11年3月31日)にかかる財務諸表とそれに関する監査報告書を参照。

て置かざるを得ない仮定を説明するものとして正当化している本論文の立場と基本的に同一のものといえよう。しかし、問題は、特記事項についてのこうした解釈が果たして認められるかということである。すなわち、特記事項が財務諸表の注記を強調して注意的情報あるいは警報的情報を提供することを目的とすることが明記されている上、その具体的な記載も監査機能を利害関係者に説明する内容とはなっていない。こうした状況において、脇田（1995）に示された解釈が成立する余地はない。

以上、ゴーイング・コンサーン問題を特記事項として扱う実務には大きな問題が伴っていることを指摘したが、その根本的な原因はゴーイング・コンサーン問題を扱うための制度上の整備がなされていないことにある。この点は、基準設定主体（企業会計審議会）にも十分に認識されているようであり、現在「監査基準」の改訂が進められている。これについては次に詳しく検討する。

3. 「意見書（公開草案）」の概要

2001年6月に、企業会計審議会は「意見書（公開草案）」を公表した。ここではその内容を本論文における議論と関係する点を中心に概観する。

「意見書（公開草案）」は、「資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、さらに連結財務諸表原則の改訂を初めとする会計基準の改訂や新設など」のわが国の財務諸表監査を取り巻く環境の変化を背景として、「将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的にも遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的として」、「財務諸表の重要な虚偽の表示の原因となる不正を発見する姿勢の強化、ゴーイング・コンサーン（継続企業の前提）問題への対処、リスク・アプローチの徹底、新たな会計基準への対応及び監査報告書の充実を図ることを改訂の重要なポイント」としている。こうした改訂の必要性が生じた背景には、1999年以降生じている、いわゆるレジェンド・クローズの問題がある。すなわち、日本企業が作成する英文年次報告書において、財務諸表が日本で一般に認められた会計基準にしたがって作成されており、その監査は日本で一般に認められた監査基準にしたがって実施されている旨の警句を監査報告書に含めることをアメリカの大手会計事務所から要求されているという問題である⁹。この問題を解決するため、監査基準を国際的に通用するものにするための

⁹ たとえば、アサヒビール株式会社の英文年次報告書に添付されている2000年3月30日付

改訂が必要となったと考えられる。

ここで挙げられている改訂点の多くが、これまで本論文で扱ってきたテーマと関係していることは明らかである。以下では、本論文での議論に対応した形とするため、財務諸表監査の目的と監査意見の意義、内部統制、不正、ゴーイング・コンサーンについて順にみていくことにする。なお、ここでの目的はあくまでも「意見書（公開草案）」の内容を確認することであり、その評価については後の節において行うこととする。

（１）財務諸表監査の目的と監査意見の意義

「意見書（公開草案）」では、監査の目的を「経営者の作成した財務諸表に対して監査人が意見を表明すること」であるとした上で、監査意見は「財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を表明したもの」であると説明するとともに、適正意見の表明には「財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないことの合理的な証拠を得たとの自らの判断が含まれている」と説明している。

さらに、監査人が財務諸表の適正性を判断するに当たっては、「経営者が採用した会計方針が会計基準のいずれかに準拠し、それが単に継続的に適用されているかどうか」という形式的な判断を行うだけではなく、「その会計方針の選択や適用の方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかどうかを判断」しなければならないとしている。そして、「会計方針の選択や適用の方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであるかの判断においては、会計処理や財務諸表の表示に関する法令又は明文化された会計基準やその解釈に関わる指針等に基づいて判断するが」、適用すべき会計基準等が明確で

け、2001年3月29日付けの朝日監査法人による監査報告書に含まれている警句部分を和訳すると次のとおりである。

会計原則および監査基準についてのステートメント

このステートメントは、会計原則と監査基準およびその実際の適用は国ごとに異なり得るものであり、したがって報告される財政状態と経営成績におそらくは重大な影響を与え得るということについての注意を利用者に促すためのものである。添付する財務諸表は日本において一般に認められた会計原則に基づいて作成されており、監査基準およびその実際の適用は日本において一般に認められたものである。したがって、添付する財務諸表および上に示された監査報告書は、日本の会計原則、監査基準およびその実際の適用に精通した利用者のためのものである。

なかったり、そこに詳細な定めがない場合には「監査人が自己の判断で評価しなければならない」という。

こうした考え方は、改訂「監査基準」において、次のような規定として現れている。

第一 監査の目的

財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

第四 報告基準

一 基本原則

- 1 監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、すべての重要な点において、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについて意見を表明しなければならない。
- 2 監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用の方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか及び財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

(2) 内部統制

「意見書（公開草案）」は、リスク・アプローチの徹底を図るなかで、統制リスクの評価が非常に重要となるとの認識から、内部統制概念についての説明を示している。

まず、「内部統制とは、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性

を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組み」であるとされ、その構成要素として次の5つを挙げている。

- ① 経営者の経営理念や基本的経営方針、取締役会や監査役の有する機能、社風や慣行などからなる統制環境
- ② 企業目的に影響を与えるすべての経営リスクを認識し、その性質を分類し、発生の頻度や影響を評価するリスク評価の機能
- ③ 権限や職責の付与及び職務の分掌を含む諸種の統制活動
- ④ 必要な情報が関係する組織や責任者に、適宜、適切に伝えられることを確保する情報・伝達の機能
- ⑤ ①から④の機能の状況が常時監視され、評価され、是正されることを可能とする監視活動

内部統制の評価は、リスク・アプローチにおける統制リスクの評価と位置づけられている。これに関連して、監査手続については、従来の「通常実施すべき監査手続」という概念を廃し、統制リスクを評価するために行う統制評価手続と監査要点の直接的な立証のために行う実証手続という概念に区分している。

また、リスク・アプローチを明確にするため、リスクの諸概念の定義を示すとともに¹⁰、リスク・アプローチの考え方およびリスク評価の位置づけについて詳しく説明している。また、リスク・アプローチにおいて重要な意味をもつ重要性概念についても、監査計画時、監査実施時、意見形成時における適用について説明している。

これらに関連した改訂「監査基準」の規定は次のとおりである。

¹⁰ 「意見書（公開草案）」は、監査リスク、固有リスク、統制リスク、発見リスクを、それぞれ次のように定義している。

- ・ 監査リスク・・・監査人が、財務諸表の重要な虚偽の表示を看過して誤った意見を形成する可能性
- ・ 固有リスク・・・関連する内部統制が存在していないとの仮定の上で、財務諸表に重要な虚偽の表示がなされる可能性をいい、経営環境により影響を受ける種々のリスク、特定の取引記録及び財務諸表項目が本来有するリスク
- ・ 統制リスク・・・財務諸表の重要な虚偽の表示が、企業の内部統制によって防止又は適時に発見されない可能性
- ・ 発見リスク・・・企業の内部統制によっても防止又は発見されなかった財務諸表の重要な虚偽の表示が、監査手続を実施してもなお発見されない可能性

第三 実施基準

一 基本原則

- 1 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価して発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。
- 3 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、原則として、試査に基づき、統制リスクを評価するために行う統制評価手続及び監査要点の直接的な立証のために行う実証手続を実施しなければならない。

二 監査計画の策定

- 1 監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。
- 2 監査人は、監査計画の策定に当たり、固有リスクと統制リスクを暫定的に評価するため、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容、経営者の経営理念、経営方針、採用している情報技術その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、その影響を考慮しなければならない。

(3) 不正

不正については、「意見書（公開草案）」は、「財務諸表の重要な虚偽の表示は、経営者による会計方針の選択や適用などの判断の誤りのみならず事務的な過誤によってももたらされるが、重要な虚偽の表示の多くは、財務諸表の利用者を欺くために不正の報告（いわゆる粉飾）をすること、あるいは、資産の流出などの行為を隠蔽するために意図的に虚偽の記録や改竄等を行うことに起因する」として、不正を財務諸表における虚偽記載の観点から捉えている。こうした考え方から、改訂「監査基準」の規定は次のようになっている。

第二 一般基準

- 4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考

慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。

第三 実施基準

一 基本原則

- 4 監査人は、職業専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。

三 監査の実施

- 4 監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

(4) ゴーイング・コンサーン

最後に、ゴーイング・コンサーンについてであるが、この問題に対する対処を今回の監査基準改訂において導入した背景として最も重要なのは、国際的な動向であるとされている。

まず、「意見書（公開草案）」は、企業の存続についての「懸念事項が適切に表示されているか否かの判断、すなわち、会計処理や開示の適正性に関する意見表明の枠組みのなかで対応するという考え方こそが重要である」という立場を示している。そして、ゴーイング・コンサーンの前提に重要な疑義がある場合、開示の適切性のいかんによって、無限定適正意見、限定付適正意見、不適正意見のいずれかを表明する。なお、無限定意見を表明する場合には、監査報告書に情報を追記することとされている。

ただし、「事業の継続が困難であり財務諸表作成の前提が成立していないことが一定の事実をもって明らかなきは不適正意見を表明することになる」としている。

ゴーイング・コンサーンの前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況の具体例としては、売上の著しい減少、継続的な営業損失の発生や営業キャッシュ・フローのマイナス、債務超過、重要な債務の不履行や返済の困難性、新たな資金調達が困難な状況、取引先からの与信の拒絶、事業の継続に不可欠な重要な資産の毀損や権利の失効、重要な市場や取

引先の喪失、巨額の損害賠償の履行、その他法令に基づく事業の制約が挙げられている。
こうした立場から、改訂「監査基準」は次のように規定している。

第三 実施基準

一 基本原則

- 5 監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。

三 監査の実施

- 5 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該疑義に関して合理的な期間について経営者が行った評価、当該疑義を解消させるための対応及び経営計画等の合理性を検討しなければならない。

第四 報告基準

六 継続企業の前提

- 1 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在し、当該事象又は状況の大幅な改善に重要な不確実性が残るときに、それらの事象や状況及び経営者の経営計画等が財務諸表に適切に表示されていると判断した場合は無限定適正意見を表明し、それらが適切に表示されていないと判断した場合は、当該不適切な事項を除外した意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。
- 2 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在している場合において、経営者がその疑義を解消させるための合理的な経営計画等を提示しないときには、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。
- 3 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七 追記情報

監査人は、次に掲げる事項等に関して、説明あるいは強調することが適当と判断して監査報告書に情報として追記するときには、意見の表明と明確に区分して記載しなければならない。

(2) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関わる事項

4. 「意見書（公開草案）」に残された課題

以上、本論文に係る財務諸表監査の目的と監査意見の意義、内部統制、不正、ゴーイング・コンサーンについて、「意見書（公開草案）」の内容を概観した。次に、ここでは、こうした「意見書（公開草案）」が導かれるにいたった企業会計審議会での審議の過程¹¹も含めてそれを評価し、イギリス監査制度を題材とした本論文の議論から得られた知見に照らして、残された課題があるとすればそれを指摘する。

(1) 財務諸表監査の目的と監査意見の意義

「意見書（公開草案）」では、単に形式的に会計基準に準拠していることをもって財務諸表が適正であるということにはならないとの立場を示している。すなわち、会計事象や取引の実態を適切に反映するような会計方針が選択され適用されているかどうかについても評価することが求められているのである。

このことは、改訂「監査基準」においていわゆる実質優先志向が採用されたことを示していると考えられるが、問題はこれがイギリスにおけるTFVの位置づけと同じ考え方に立ったものであるかどうかである。イギリスにおいては、TFVを示すためには、他の個別の会社法規定からの離脱も要求される。「意見書（公開草案）」において示されている考え方は、こうした離脱規定たることを意図しているのであろうか。

この点について、企業会計審議会での審議過程をみると¹²、財務諸表が実態を反映しているかどうかの判断は、会計基準を前提とするものであるという考え方のようである。すなわち、適用すべき会計基準が明確でなかったり、会計基準に詳細な規定がない場合に、監査人は自己の判断で実態を反映しているかどうかを評価するということであって、会計

¹¹ 企業会計審議会第2部会での審議内容については議事録を参照した。議事録は企業会計審議会のホームページ (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html) で入手できる。

¹² たとえば、第18回第2部会議事録を参照。

基準から離脱することを認めるというものではないのである。離脱容認規定を設けるということはわが国においては時期尚早であり、わが国の制度の枠内には入れることができないというのである¹³。

会計基準からの離脱は認めず、そのなかでの実質判断を求めるというこの考え方に対しては、いくつかの問題あるいは課題が指摘できる。

まず第1に、経済的な実態あるいは実質とは何かということがまったく考慮されていないということである。そこでは、あたかも事象あるいは取引の実態あるいは実質が、その形式と並んで客観的に存在しているかのように規定されているのである。第2章および第3章において、イギリスにおけるTFVの本質は、財務諸表利用者のなかに形成される印象、知覚であることを指摘した。ここでの実態あるいは実質もTFVと本質的には同一のものである。したがって、監査人はその監査を実施するに当たって常に利用者を意識し、利用者の観点から監査意見の意味を問い続けなければならないのであるが、「意見書（公開草案）」ではこの点が欠落しているのである。

第2に、「意見書（公開草案）」に示されている考え方は、第3章で取り上げた会計規制のあり方と密接に関係しているのであるが、この点が見落とされている。会計規制の2つのアプローチとして、第3章では実質主義（アンチ形式主義）と形式主義とがあることを述べている。これらのもとで展開された会計基準をそれぞれ実質主義的会計基準、形式主義的会計基準と呼ぶとすると、確かに実質主義的な傾向の強い会計基準のもとでは、その会計基準のなかで実質についての判断を監査人に要求することには意味があるが、形式主義的な傾向の強い会計基準において監査人に実質の判断を求めることにはどのような意味があるのだろうか。少なくとも、会計基準において何らかの会計処理について定量的な判断基準が明示されている場合、監査人に当該会計基準からの離脱を認めないとすれば、実質についての判断は要求され得ないということになる。

そして、第3に、わが国で離脱容認規定を設けるのは時期尚早であるとの指摘が企業会計審議会の審議においてなされている。この背後には、わが国においては、イギリスおよびアメリカにおけるような財務情報についての概念フレームワークが未だ存在していないということがあるものと思われる¹⁴。すなわち、会計基準からの離脱規定を設けるため

¹³ 第19回第2部会議事録を参照。

¹⁴ 安藤編著（1996, pp.87-101）は、概念フレームワークは「情報のフレームワーク」と「計算のフレームワーク」に分類され、わが国の企業会計原則および商法計算規定にはそれなりに

には、監査人が離脱について判断するための、会計基準の上位に位置づけられる何らかの規範が必要である。それが存在しなければ、そもそも監査人は会計基準からの離脱が正当化されるのかどうかを判断することができないのである。今日、わが国における概念フレームワークの必要性はさまざまな観点から指摘されているが¹⁵、財務諸表監査の観点からもまた概念フレームワークの構築が求められるのである。

(2) 内部統制

内部統制に関する現状を検討するなかで、内部統制概念が「監査基準」において明示されておらず、監査基準委員会報告書において示されている内部統制概念は統制手続を中心とした低いレベルの統制に重点が置かれていること、リスク・アプローチの内容が「監査基準」において明らかにされていないこと、監査基準委員会報告書の構成がリスク・アプローチの考え方と論理的にずれていること、という3つの問題点を指摘した。これらの点を中心に「意見書（公開草案）」を検討する。

まず、内部統制概念については、前述したように、「内部統制とは、企業の財務報告の信頼性を確保し、事業経営の有効性と効率性を高め、かつ事業経営に関わる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設けられ、運用される仕組み」という定義が示され、それを構成する5つの要素が挙げられている。この定義は、アメリカにおけるCOSO報告書（COSO, 1994）に示された定義にならったものであり、第5章で議論したイギリスのそれと比べても遜色ないものとなっている。

また、前述したように、「意見書（公開草案）」では、リスク・アプローチにおける重要性概念の定義が示されており、またその構造およびプロセスについてもかなり詳細な規定が置かれている。

「意見書（公開草案）」は、現行のわが国監査制度における内部統制に関して識別した上述の問題点を解決するものとして十分な内容を有していると評価できる。また、この「監査基準」の改訂が終わり次第、日本公認会計士協会は監査基準委員会報告書の見直しに取り組むことになっている。今後、わが国の監査基準は、企業会計審議会が公表する「監査基準」と日本公認会計士協会が公表する監査基準委員会報告書とで構成されるとしている

完全な「計算のフレームワーク」は存在しているが、「情報のフレームワーク」はそこに存在していないか、存在していても不完全であることを指摘している。

¹⁵ たとえば、安藤（2001）、平松（2002）を参照。

が、内部統制についてはこの「監査基準」を骨組みとして、その趣旨を生かした肉づけが監査基準委員会報告書によってなされるならば、国際的にも通用する監査基準となろう。

ただし、監査基準が国際的に通用するとはいえ、第5章で識別したリスク・アプローチに伴う問題すなわちリスク・アプローチにおける重要性は金額的な重要性のみであり質的な重要性は扱えないという問題や財務諸表の目的適合性に関して質的な判断を求められる場合に内部統制の評価の枠内ではこれを扱えないという問題は依然として残されている。

イギリスでは、これらの問題に対処する手段として、取締役は内部統制についての一定の言明を求め監査人はそれに対してレビューを行うという制度的手当てがなされているということを第8章において論じた。イギリスでは、1990年代を通じて監査基準の見直しが行われたのであるが、時期的にはそれと並行して第8章で論じたような制度的手当てが講じられたという点に注意が必要である。これらの問題が避けられないものである以上、わが国においてもそれに対処する何らかの制度的な仕組みの必要性が今後高まるものと思われる¹⁶。

(3) 不正

不正に関しては、現行の「監査基準」においては一切規定がないという問題と監査人による不正の報告の問題を指摘した。「意見書（公開草案）」では、不正および違法行為の発見責任を、財務諸表における重要な虚偽の表示の点から規定している。すなわち、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす不正等については、監査人はこれを発見しなければならないとするのである。言い換えると、不正の問題はリスク・アプローチのなかで位置づけられている。現状ではそもそも規定がないため、こうした規定が置かれること自体大きな前進であり、内容的にも不正発見責任に関するかぎりイギリスと同様にリスク・アプローチの枠内で認めており、これらの点で「意見書（公開草案）」の内容は評価できる。

ただし、不正の報告責任については課題が残されている。不正を発見した場合、監査人は経営者等に報告しなければならないとしている。しかし、イギリスの場合とは異なり、特に第三者への報告については何らその責任を認めていない。イギリスでは、不正の発見

¹⁶ たとえば、片木（2000）は、法的視点から、監査役（会）と会計監査人の連携を高めるために、会計監査人から監査役会に、内部統制の問題点等を報告する制度を整備すべきであると主張している。

責任については一貫してリスク・アプローチのなかでのみ認めるという立場をとっているが、その報告責任については拡大する傾向が見られることを第6章で検討した。そこで指摘したように、こうした報告責任の拡充は、リスク・アプローチにおいては財務諸表に重要な虚偽記載をもたらす不正しか対象とし得ないという問題への対処策であると考えられる。すなわち、これは質的に重要な不正に対して監査人はどのように対処するのかという問題であるが、この点が「意見書（公開草案）」においては扱われていないのである。今後、日本公認会計士協会によって監査基準委員会報告書の見直しが行なわれるなかで検討されなければならない問題である。

（4）ゴーイング・コンサーン

現行の監査制度においては、ゴーイング・コンサーン問題を扱う規定は一切なく、実務では監査報告書に含められる特記事項でこれに対応していること、そしてそうした特記事項での対応には問題があるといわざるを得ないことはすでに指摘したとおりである。「意見書（公開草案）」では、この特記事項を廃止するとともに、ゴーイング・コンサーン問題に関する規定を新たに設けている。ここでは、「意見書（公開草案）」に示されたゴーイング・コンサーン問題の取り扱いのうち、主として監査報告書上での監査人の対応を取り上げる。

「意見書（公開草案）」では、ゴーイング・コンサーンとして存続する能力に疑義がある場合の監査人の対応として、開示が適切である場合の「無限定適正意見+追記情報」、開示が不適切である場合の「限定付適正意見」あるいは「不適正意見」、経営者が合理的な経営計画等を提示しない場合の「意見差控」、ゴーイング・コンサーンの前提が適切ではない場合の「不適正意見」が規定されている。

まず、ゴーイング・コンサーンの前提が適切ではない場合の「不適正意見」について検討する。この対応は、第7章で論じたとおり、ゴーイング・コンサーンの前提が成立しないことによって「財務諸表は、・・・適正に表示している」という基本命題が否定されることを意味している。すなわち、「財務諸表は、・・・適正に表示している」という基本命題の翻訳命題として、ゴーイング・コンサーンに関する命題が認識されているのである。本論文では、ゴーイング・コンサーンに関する命題を目的適合性命題の下位に展開されるものと位置づけているが、「意見書（公開草案）」および企業会計審議会の審議過程においては、なぜこの場合に「不適正意見」となるのかについての考察はなされていない。

また、イギリスでは、「否定意見」での対応と並んで、ゴーイング・コンサーンの前提が成立しない場合に何らかの他の前提で財務諸表が作成されており監査人が当該他の前提を適切であると判断した場合には「無限定意見」を表明するという対応が規定されているが、この対応は「意見書（公開草案）」のなかには存在しない。この2つの対応は相互に関連しており、いわば表裏の関係にあるものである。ゴーイング・コンサーンの前提が成立しないために不適正意見が表明されるのであれば、当該状況において適切な前提を採用する場合には適正意見が表明されなければならないはずである¹⁷。論理的整合性を考えるならば、ゴーイング・コンサーンの前提以外の前提で財務諸表が作成される場合の対応についても規定すべきであろう。

次に、「無限定適正意見+追記情報」という対応について検討する。この対応は、イギリスにおける「無限定意見+説明区分」という対応に相当する。追記情報の対象となるのは「財務諸表の表示に関して適正であると判断し、なおもその判断に関して説明を付す必要がある事項や財務諸表の表示について強調する必要がある事項」である。第7章では、監査人による情報提供の論理として、説明区分を財務諸表の目的適合性に対する警報の提供と位置づけた。すなわち、そこでは監査人が置いた財務諸表の目的適合性についての仮定を説明していると考えられるのである。追記情報に当てはめて考えると、これは財務諸表が適正であるとの判断に関して説明を付す必要がある事項に該当するといえる。追記情報として具体的にどのような文言が記載されるのかは現時点では明らかではないが、監査人が情報提供を行うことの論理を十分に理解すれば、この改訂「監査基準」のもとで財務諸表の質の保証という基本的役割と矛盾しない形での情報提供を行うことは可能である。

ただし、この追記情報は、その運用の仕方次第で特記事項と同様に二重責任の原則への抵触という問題を生じさせることになるという点に注意が必要である¹⁸。企業会計審議会での審議においては、なぜ監査人が情報提供を行わなければならないのかという問題に対して、国際的な動向に歩調をあわせるということ以上の理由は示されていない。今後、日本公認会計士協会が監査基準委員会報告書の作成に取り組むことになるが、この点についての十分な検討が必要である。

¹⁷ ただし、こうした対応を監査人がとるには実務上の困難が存在している。この問題については、第7章で議論した。

¹⁸ 企業会計審議会での審議のなかでも、追記情報と二重責任の原則との関係についての議論がなされている（第19回第2部会議事録）。

5. むすび

本章では、まず、内部統制の問題、不正の問題およびゴーイング・コンサーンの問題について、わが国の監査制度の現状を検討するとともにその問題点を指摘した。そして次に、現在進行中の監査基準の改訂を取り上げ、その内容を吟味するとともに残された課題を示した。

全体としてみた場合、提案されている改訂「監査基準」自体は、現行の監査制度が抱える問題の多くを解決するものであると評価できる。しかし一方で、監査制度について、あるいは監査制度を含めたディスクロージャー制度について、さらに検討しなければならないいくつかの課題が残されていることが明らかとなった。

その1つが、わが国における財務報告にかかる概念フレームワークの必要性の問題であり、もう1つが、第8章で論じたような、内部統制およびゴーイング・コンサーンについて取締役が一定の言明を要求し、監査人にはその言明についての報告を求めるといった開示制度の構築の問題である。財務諸表監査の有効性を高めるという観点からみた場合、特に後者の問題は重要である。

これは何も、イギリスにおいて制度化されているものをわが国にも導入せよと主張しているのではない。本論文を通しての議論から明らかになったように、財務諸表監査の実施に当たって監査人はさまざまな困難に直面する。そして、その困難が不可避のものであるとするならば、それを補完する何らかの制度的手当が必要なのである。今後、わが国でもこうした問題が顕在化する可能性は十分にある。その際に、イギリスにおける制度上の対応は、1つの先例として参考になろう。

本論文を締め括るに当たり、この研究が、わが国の財務諸表監査の有効性の強化と将来に向けての健全な発展にとっての一助となれば幸いである。

【引用文献】

- Accounting Principles Board (1970). *Statement of the Accounting Principles Board No.4: Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*. American Institute of Certified Public Accountants.
- Accounting Standards Board (1991). The objective of financial statements and the qualitative characteristics of financial information. *Statement of Principles 1 Exposure Draft*.
- Accounting Standards Board (1994). Reporting the substance of transactions. *Financial Reporting Standard 5*. amended December 1994 and September 1998.
- Accounting Standards Board (1998). Impairment of fixed assets and goodwill. *Financial Reporting Standard 11*.
- Accounting Standards Board (1999a). Tangible fixed assets. *Financial Reporting Standard 15*.
- Accounting Standards Board (1999b). *Statement of Principles for Financial Reporting*.
- Accounting Standards Board (2000). Accounting policies. *Financial Reporting Standard 18*.
- Alfano, J. B. (1979). Making Auditors' Reports Pure and Simple. *The CPA Journal*. Vol.46, No.6. pp.37-41.
- American Accounting Association (1966). *A Statement of Basic Accounting Theory*.
- American Accounting Association (1973). *A Statement of Basic Auditing Concepts*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1988a). Reports on Audited Financial Statements. *Statement on Auditing Standards No.58*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1988b). The Auditor's Consideration of and Entity's Ability to Continue as a Going Concern. *Statement on Auditing Standards No.59*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1992). The Meaning of *Present Fairly in Conformity With Generally Accepted Accounting Principles* in the Independent Auditor's Report. *Statement on Auditing Standards No.69*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1994). *AICPA Professional Standards Volume 2*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1995). Amendment to Statement on Auditing Standards No.58, Reports on Audited Financial Statements. *Statement on Auditing Standards No. 72*.
- American Institute of Certified Public Accountants (1996). *Report of the Special Committee on Assurance Services*. American Institute of Certified Public

Accountants.

- Arsdell, S. C. (1975). Criteria for Determining Materiality. *Journal of Accountancy*. October. pp.72-78.
- Ashton, R. K. (1986). The Argyll Foods case. A legal analysis. *Accounting and Business Research*. Vol.17, No.65. pp.3-12.
- Auditing Practices Board (1993a). Auditors' reports on financial statements. *Statement of Auditing Standards 600*.
- Auditing Practices Board (1993b). Going concern basis in financial statements. *Statement of Auditing Standards 130 –Exposure Draft*.
- Auditing Practices Board (1993c). Disclosure relating to corporate governance. *Bulletin 1993/2*.
- Auditing Practices Board (1994a). Going concern basis in financial statements. *Statement of Auditing Standards 130*.
- Auditing Practices Board (1994b). *The Auditing Agenda*.
- Auditing Practices Board (1995a). Fraud and error. *Statement of Auditing Standards 110*.
- Auditing Practices Board (1995b). Consideration of law and regulations. *Statement of Auditing Standards 120*.
- Auditing Practices Board (1995c). Disclosure relating to corporate governance (revised). *Bulletin 1995/1*.
- Auditing Practices Board (1995d). Materiality and the audit. *Statement of Auditing Standards 220*.
- Auditing Practices Board (1995e). Accounting and internal control systems and audit risk assessments. *Statement of Auditing Standards 300*.
- Auditing Practices Board (1995f). Audit evidence. *Statement of Auditing Standards 400*.
- Auditing Practices Board (1995g). Audit sampling. *Statement of Auditing Standards 430*.
- Auditing Practices Board (1996). Disclosure relating to corporate governance (supplement). *Bulletin 1996/3*.
- Auditing Practices Board (1998). Corporate governance reporting and auditors' responsibilities statements. *Bulletin 1998/10*.
- Auditing Practices Board (1999). The Combined Code: requirements of auditors under the Listing Rules of the London Stock Exchange. *Bulletin 1999/5*.
- Auditing Practices Board (1999). Other information in documents containing audited financial statements. *Statement of Auditing Standards 160*.
- Auditing Practices Board (2001). Revisions to the wording of auditors' reports on

- financial statements and the interim review. *Bulletin 2001/2*.
- Auditing Practices Committee (1980a). *Explanatory Foreword to Auditing Standards and Guidelines*.
- Auditing Practices Committee (1980b). The Audit Report. *Auditing Standard 102* (revised 1989).
- Auditing Practices Committee (1985a). Internal Controls. *Auditing Guideline 410*.
- Auditing Practices Committee (1985b). Fraud and Other Irregularities. *Draft Auditing Guideline*.
- Auditing Practices Committee (1985c). The Auditor's Consideration in respect of Going Concern. *Auditing Guideline 410*.
- Auditing Practices Committee (1988). The Auditor's Responsibility for Detecting and Reporting Fraud and Other Illegal Acts. *Exposure Draft of an Auditing Guideline*.
- Auditing Practices Committee (1990). The Auditor's Responsibility in Relation to Fraud, Other Irregularities and Errors. *Auditing Guideline 418*.
- Bamber, E. M. and Stratton, R. A. (1997). The Information Content of the Uncertainty-Modified Audit Report: Evidence from Bank Loan Officers. *Accounting Horizons*. Vol.11, No.2. pp.1-11.
- Bird, P. (1982a). After Argyll Foods what is 'a true and fair view'? *Accountancy*. June. pp.81-82.
- Bird, P. (1982b). Group Accounts and the True and Fair View. *Journal of Business Law*. September. pp.364-368.
- Bird, P. (1984). What is "A True and Fair View"? *Journal of Business Law*. November. pp.480-485.
- Birdzell, L. E. (1996). SAS 79: Reporting on Uncertainties. *Journal of Accountancy*. February. pp.57-59.
- Boritz, J. E. (1991). *The "Going Concern" Assumption: Accounting and Auditing Implications*. The Canadian Institute of Chartered Accountants.
- Brown, G. A., Collins, R. and Thornton, D. B. (1993). Professional Judgment and Accounting Standards. *Accounting Organization and Society*. Vol.18, No.4. pp.275-289.
- Cadbury Report. (1992). *Report of the Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance*. The Committee on the Financial Aspects of Corporate Governance.
- Carmichael, D. R. (1974). What does the independent auditor's opinion really mean? *Journal of Accountancy*. November. pp.83-87.
- Carmichael, D. R., Messier, Jr., W. F., Mutchler, J. F., Pany, K. and Sullivan, J. B.

- (1995). Communication with Users. In T. B. Bell and A. M. Wright (eds), *Auditing Practice, Research, and Education*. American Institute of Certified Public Accountants. pp.144-173.
- Carmichael, D. R. (1999). In Search of Concept of Auditor Independence. *CPA Journal*. Vol.69, No.5. pp.39-43.
- Chambers, R. J. and Wolnizer, P. W. (1991). A true and fair view of position and results: the historical background. *Accounting, Business and Financial History*. Vol.1, No.2. pp.197-213.
- Chastney, J. G. (1975). *True and Fair View – History, Meaning and the Impact of the 4th Directive*. Institute of Chartered Accountants in England and Wales Research Committee Occasional Paper No.6.
- Cohen Report (1999). *Report, Conclusions, and Recommendations*. The Commission on Auditors' Responsibilities.
- Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (1994). *Internal Control – Integrated Framework*.
- Department of Trade (1982). The true and fair view and group accounts. *Accountancy*. February. p.11.
- Elliott, R. K. and Jacobson, P. D. (1987). The Auditor's Standard Report: The Last Word or In Need of Change? *Journal of Accountancy*. February. pp.72-78.
- Financial Accounting Standards Board (1978). Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises. *Statements of Financial Accounting Concepts 1*.
- Financial Accounting Standards Board (1980). Qualitative Characteristics of Accounting Information. *Statements of Financial Accounting Concepts 2*.
- Firth, M. (1979). Consensus and Judgment Models in Materiality Decisions. *Accounting Organization and Society*. Vol.4, No.4. pp.283-295.
- Flint, D. (1978). A True and Fair View in Corporate Reporting. Its Meaning and Significance. *Journal of the Law Society of Scotland*. December. pp.486-490.
- Flint, D. (1982). *A True and Fair View in Company Accounts*. Gee & Co.
- Gower, L. C. B. (1992). *Principles of Modern Company Law*. Sweet & Maxwell Ltd.
- Hampel Report (1998). *Committee on Corporate Governance: Final Report*.
- Hatherly, D. J. (1997). Audit Reports. In M. Sherer and S. Turley (eds.), *Current Issues in Auditing. Third Edition*. Paul Chapman. pp.181-197.
- Higson, A. (1997). Development in Audit Approaches: From Audit Efficiency to Audit Effectiveness? In M. Sherer and S. Turley (eds.), *Current Issues in Auditing. Third Edition*. Paul Chapman. pp.198-215.
- Hodgkinson, R. (1993). Clear Expressions of Opinion. *Accountancy*. September. pp.86-88.

- Hoffmann, L. and Arden, M. H. (1983). Legal opinion on 'True and Fair'. *Accountancy*. November. pp.154-156.
- Holmes, W. (1973). Toward Standards for Materiality. *Journal of Accountancy*. June. pp.62-67.
- Hopkins, L. (1995). *The Audit Report*. Butterworths.
- Hopkins, L. (1996). A Clear Expression of Opinion. *Accountancy*. April. p.145.
- Horngren, C. T. (1981). Uses and Limitations of a Conceptual Framework. *Journal of Accountancy*, April. pp.86-95.
- Kida, T. (1980). An Investigation into Auditors, Continuity and Related Qualification Judgments. *Journal of Accounting Research*. Vol.18, No.2. pp.506-523.
- KPMG (1998). *The Companies Acts 1985 and 1989. Accounting and related requirements – the KPMG guide. Third Edition*. Accountancy Books.
- Lee, T. A. (1993). *Corporate Audit Theory*. Chapman & Hall.
- Mauts, R. K. and Sharaf, H. A. (1961). *The Philosophy of Auditing*. American Accounting Association.
- Mason, A. K. and Gibbins, M. (1991). Judgment and U.S. Accounting Standards. *Accounting Horizons*. Vol.5, No.2. pp.14-24.
- McBarnet, D. and Whelan, C. (1991). The Elusive Spirit of the Law: Formalism and the Struggle for Legal Control. In J. Freedman and M. Power (eds.), *Law and Accountancy: Conflict and Co-operation in the 1990s*. Paul Chapman. pp.80-105.
- McGee, A. (1991). The 'True and Fair View' Debate: A Study in the Legal Regulation of Accounting. *The Modern Law Review*. Vol.54, No.6. pp.874-888.
- McInnes, W. M. (1993). *Auditing into the Twenty-First Century*. The Institute of Chartered Accountants of Scotland.
- Milburn, J. A. (1991). Building a Better Conceptual Framework. *CA Magazine*. December, pp.43-48.
- O'Sullivan, N. (1993). Auditors' Liability: Its Role in the Corporate Governance Debate. *Accounting and Business Research*. Vol.23, No.91A. pp.412-420.
- Pany, K. and Smith, R. K. (1979). What Does "Subject To" Mean in an Audit Report. *The Journal of Commercial Lending*. November. pp.31-41.
- Parker, R. H. and Nobes, C. W. (1994). *An International View of True and Fair Accounting*. Routledge.
- Percy, J. P. (1997). Auditing and Corporate Governance – a Look Forward into the 21st Century. *International Journal of Auditing*. Vol.1, No.1. pp.3-12.
- Porter, B. (1997). Auditors' Responsibility with Respect to Corporate Fraud. A Controversial Issues. In M. Sherer and S. Turley (eds.), *Current Issues in*

- Auditing. Third Edition.* Paul Chapman. pp.31-54.
- Radcliffe, G. W. (1990). Accounting Standards and the Judiciary. *Accounting and Business Research*. Vol.20, No.80. pp.329-336.
- Roussey, R. S., Ten Eyck, E. L. and Blanco-Best, M. (1998). Three New SASs: Closing the Communication Gap. *Journal of Accountancy*. December. pp.44-52.
- Rutherford, B. A. (1985). The True and Fair View Doctrine: A Search for Explication. *Journal of Business Finance and Accounting*. Vol.12, No.4. pp.483-494.
- Rutherford, B. A. (1988). *The Doctrine of Substance over Form*. The Chartered Association of Certified Accountants Certified Research Report 11.
- Stewart, I. C. (1988). The Explication of the True and Fair View Doctrine: A Comment. *Journal of Business Finance and Accounting*. Vol.15, No.1. pp.115-127.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (1997). The Interpretation of Materiality in Financial Reporting. *Members Handbook Statement 2.401*.
- The Institute of Chartered Accountants in England and Wales (1999). *Internal Control: Guidance for Directors on the Combined Code*.
- Woolf, E. (1997). *Auditing Today. sixth edition*. Prentice Hall.
- Working Group (1994a). *Going Concern and Financial Reporting: Guidance for directors of listed companies registered in the UK*. The Working Group on Going Concern.
- Working Group (1994b). *Internal Control and Financial Reporting: Guidance for directors of listed companies registered in the UK*. The Working Group on Internal Control.
- 安達精司, ラーラ・ダハティ (1992) 「英国におけるコーポレート・ガバナンスをめぐる議論 [上] [下]」 商事法務, No.1300, 53-59 頁, No.1301, 23-31 頁.
- 安藤英義編著 (1996) 『会計フレームワークと会計基準』 中央経済社.
- 安藤英義 (1997a) 『新版 商法会計制度論』 白桃書房
- 安藤英義 (1997b) 「ゴーイング・コンサーンと会計基準」 会計人コース, 第 32 巻第 7 号, 25-33 頁.
- 安藤英義 (2000) 「《巻頭言》: 真実性の原則の扱い」 産業経理, 第 60 巻第 2 号, 1 頁.
- 安藤英義 (2001) 「企業財務制度研究会『概念フレームワークに関する調査』の取り組みを終えて」 JICPA ジャーナル, 第 555 号, 4-5 頁.
- 石原俊彦 (1998) 『リスク・アプローチ監査論』 中央経済社.
- 岩田巖 (1954) 『会計士監査』 森山書店.
- 片木晴彦 (2000) 「公認会計士監査と会社の内部統制」 JICPA ジャーナル, 第 543 号, 26-31 頁.

- 加藤正浩 (1998a) 「イギリス監査人の公的機関に対する会社不正通告義務」 税経通信, 第 53 巻第 2 号, 186-193 頁.
- 加藤正浩 (1998b) 「イギリスにおける会計監査」, 加藤恭彦編著 『EU における会計・監査制度の調和化』 第 8 章, 145-168 頁.
- 河合秀敏 (1981) 『監査論』 同文館.
- 古賀智敏 (1993) 「特記事項 - 監査人の役割と責任に関連して」 企業会計, 第 45 巻第 4 号, 39-44 頁.
- 佐々木隆志 (1998) 「通時態の監査論 - 岩田学説と監査-」, 渡辺陽一監修, 長谷川茂・新田忠誓編著 『会計学説と会計数値の意味』 森山書店, 第 11 章.
- 高田正淳 (1979) 『最新監査論』 中央経済社.
- 高田正淳 (1980) 「財務諸表監査の課題と理論構造」, 黒澤清総編集, 高田正淳責任編集 『体系近代会計学区 財務諸表の監査』 中央経済社, 第 1 章.
- 千代田邦夫 (1990) 「内部統制概念の変容 - 経営者不正の摘発とリスク分析との関係において-」 会計, 第 138 巻第 6 号, 104-113 (836-850) 頁.
- 鳥羽至英 (1994) 『監査基準の基礎 [第 2 版]』 白桃書房.
- 鳥羽至英 (1998) 「市場経済における公認会計士監査の役割 - 改革のための 1 つの展望」, 伊藤邦雄・上村達男編著 『金融ビッグバン 会計と法 - 会計・商法・証券取引法・税制等の方向』 中央経済社, 第 10 章.
- 鳥羽至英 (2000) 『財務諸表監査の基礎理論』 国元書房.
- 鳥羽至英・秋月信二 (2001) 『監査の理論的考え方 - 新しい学問「監査学」を志向して-』 森山書店.
- 友杉芳正 (2000) 『スタンダード監査論 第 2 版』 中央経済社.
- 内藤文雄 (1998) 「会計情報の拡大と監査対象能力」 会計, 第 153 巻第 5 号, 110-124 (788-802) 頁.
- 内藤文雄 (2001) 「ゴーイング・コンサーン監査と 21 世紀の監査像」 企業会計, 第 53 巻第 1 号, 89-96 頁.
- 中村忠 (1962) 『「真実かつ公正な概観」とは何か - 英国における会社法と会計原則-』 商経法論叢, 第 12 巻第 4 号, 159-166 頁.
- 日本監査研究学会 「ゴーイング・コンサーン問題と監査」 研究部会編 (2001) 『ゴーイング・コンサーン情報の開示と監査』 中央経済社.
- 日本公認会計士協会 (1974) 「重要性の判断基準について」 監査委員会報告第 17 号.
- 日本公認会計士協会 (1992) 「特記事項」 監査基準委員会報告書第二号.
- 日本公認会計士協会 (1994) 「内部統制」 監査基準委員会報告書第四号.
- 日本公認会計士協会 (1995) 「監査上の危険性と重要性」 監査基準委員会報告書第五号.
- 日本公認会計士協会 (1997a) 「不正及び誤謬」 監査基準委員会報告書第十号.
- 日本公認会計士協会 (1997b) 「違法行為」 監査基準委員会報告書第十一号.
- 野口悠紀雄 (1974) 『情報の経済理論』 東洋経済新報社.

- 八田進二 (1997) 「イギリスにおける内部統制の議論」 會計, 第 152 卷第 3 号, 30-42 (340-353) 頁.
- 平松一夫 (2002) 「概念フレームワークと会計基準」 企業会計, 第 54 卷第 1 号, 24-29 頁.
- 福川裕徳 (1997) 「監査における会計基準と監査人の判断」 一橋論叢, 第 118 卷第 5 号, 118-135 (750-767) 頁.
- 福川裕徳 (1999) 「イギリスにおける監査人のコーポレート・ガバナンスへの関与」 経営と経済, 第 79 卷第 3 号, 79-109 頁.
- 松浦良行 (1996) 「イギリス会計制度における包括規定の役割 - 『真実かつ公正なる概観』 規定の現代的機能と限界 -」 山口経済学雑誌, 第 44 卷第 5・6 号, 217-246 (643-672) 頁.
- 松浦良行 (1998) 「会計規制戦略とリース資産化 (一) - 米英日のリース会計制度を中心に -」 會計, 第 153 卷第 1 号, 63-77 頁.
- 山浦久司 (1990) 「英国会社法における会計監査機能拡張の動向」 會計, 第 138 卷第 3 号, 57-71 (365-379) 頁.
- 山浦久司 (1993) 『英国株式会社会計制度論』 白桃書房.
- 山浦久司 (1997) 「会計士監査とコーポレート・ガバナンス」 会計人コース, 第 32 卷第 12 号, 4-9 頁.
- 山岸俊男 (1998) 『信頼の構造 - ところと社会の進化ゲーム』 東京大学出版会.
- 脇田良一 (1993) 『財務諸表監査の構造と制度』 中央経済社.
- 脇田良一 (1995) 「特記事項の理論的課題」 JICPA ジャーナル, 第 485 号, 14-18 頁.